

第8回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年11月15日(火)
午後1:00～午後5:30
場 所 長野県庁西庁舎
301会議室

事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから第8回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開会いたします。

議事に入ります前に、資料のほうをご確認いただきたいと思います。今、見えておりません上條委員、黒沼委員は若干遅れるというご連絡が入っていますので、始めさせていただきますと思います。

では7つほど資料がございます。次第のところがございます、添付資料ということで資料1、これがA3版の右肩に資料1という番号が入っております。それ以外はA4版になっておりまして、資料1「長野県地球温暖化対策条例(仮称)要綱について(案)」というものです。

次に4番目資料2というものです。同じように右肩にあります。「長野県地球温暖化対策条例(仮称)要綱(案)」というものになります。

その次が1枚ものになります。資料3「長野県地球温暖化対策条例(仮称)の義務付けの基準について」という名称になっておりまして、次以下参考資料といたしまして、「京都府地球温暖化対策条例(仮称)の素案」、2番目といたしまして「大阪府温暖化の防止等に関する条例について」、続いて3番目として「モビリティマネジメントを通じた公共交通機関の利用推進について」、最後が「関係団体との意見交換会の議事録」ということでございます。それが10月14日、17日の2日分ということでございます。

それでは高木委員長さん、ご確認いただいたところで議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

高木委員長

こんにちは。

意見交換会の際には、皆さん、お忙しい中を参加していただいて、4カ所で無事にやることができました。ありがとうございました。

今日はいよいよだいが煮詰まってきました、要綱の形で出てきております。要綱については基本的にこれまでのものを受けているわけですが、やはり要綱の形になると少し書き方が変わってきたり、いろいろと新しく書かれてきたり、いろいろな変化があるようです。

それについて、今日初めてご覧になって、なおかつ今日ある程度決めなければいけないというスケジュールがございますので、事務局からも要領よく説明をしていただいて、我々のほうもある程度時間のことも考えていただきながら、議事が進んで今日、要綱について基本的に説明会に入る前に何も決まっていけないというのも困るので、ある程度要綱の最後のところまでは一応目を通して、修正がある分には構わないのですが、どういう方向で修正するというコン

センサスが得られるような形でいければいいと考えておりますので、誠にお忙しいというか、際どいスケジュールなのですが、ご協力のほどをよろしく願いたいと思います。

それでは会議事項「(1) 条例要綱について」、事務局から説明をお願いいたします。

木曾課長

(資料1により説明)

高木委員長

はい。どうもありがとうございます。

説明が膨大になってしまって、資料1は骨子からどのように要綱に変わったのかというようなことを、今ご説明をいただいたわけですけれどもどうしましょうか。これで資料2の要綱(案)を見ながら、チェックを入れていくということでもよろしいでしょうかね。

皆さんは、骨子についてある程度おわかりになっていたわけで、骨子から要綱に変わるにあたって若干文書の変更とか修正が入っていますので、何でその変更が入ったのかということに関しては資料1に書いてあるわけです。

ですからそれを理解した上で、さらに今、案として挙がっている要綱(案)を見ていただいて、これが適当なものなのか、あるいはここは修正したほうがいいのではないかという意見をいただきながら、順番に修正を加えていきたいということでもやりたいと思います。

見る資料が多いのと、ちょっと大変なんですけど、それ以外に方法はないですよ。よろしいでしょうか。

はい。

木曾課長

最初にお詫びしたいんですが、実は前もってお渡しして、今日その辺が見られればよかったのですが、うちのほうも精いっぱい努力したんですが、ここまでしか行き着けなかったんで、最初にその辺だけお詫びしておきたいかなというふうに思いますけど、なにぶんよろしく願います。

高木委員長

ということです。この要綱の形になってしまっているわけですが、何でもかんでも要綱だから仕方がないのかなというふうにお考えにならないで、何でこうなんですかという、やむを得ずそうなった部分もあるかもしれないし、かなり事務局としては追い詰められてというか、時間のなかでの作業をされているので、十分に練り切れてない部分もあるかと思っておりますので、とにかく疑問に思ったら言っていただくことが大事かなと。

あまりひとつのところに執着して、30分も議論を重ねていると終わらなくなってしまいますので、骨子に書かれたことを実現するものとして、その要綱が適切であるかないか、もっとこうしたらいいのではないかというようなことをいただきながらいけば、比較的つながっていくのかなという気はします。

それでは資料2の要綱(案)の方を見ながら進めていきます。背景と趣旨のところはもうよろしいですよ。2ページの第1章の1、2、3という数字がついていますので、それごとに進めていくのがわかりやすいかな。

1章の1、目的のところですが、ここについていかがでしょうか。

とにかくどんどん進めていって、出るべきところ、問題点とか疑問点を出していって、聞かなきゃいけないので。では、2の定義のところもよろしいでしょうか。こういうことが必要ではないとか、既に決められていることはどうしようもない部分もありますのでいいと思います。

再生可能エネルギーのところは、新たに書かれていることなんですけど、この書き方でよろしいでしょうか。あとはそんなに問題になるところはないとは思いますが。

諏訪委員 はい。

高木委員長 はい。

諏訪委員 細かい議論に踏み込むつもりはないので、ただ問題点というか、疑問に思った点だけポイントアウトさせていただくと、「資源が補充される」という「補充」という言葉が適切なのかどうか、ちょっと お願いします。

高木委員長 はい。多分私自身も、ここがこれでいいかなというのがちょっとよく分からなくて、言葉としてどういう言葉をすればいいのか、ちょっと。

橋爪委員 「補充」というと、何となくよそから何かがあってこちらに補てんをする、補充をするという、あと循環というか、地球の生態系の中で循環をするというイメージだと思うんです。だからそんな意味で考えていただくという形で進んだらどうですかね。

高木委員長 いいですか。そのぐらいの。

事務局 すみません。今の再生可能エネルギーの定義の部分なのですが、事務局の方ではかなり苦労しまして、結果的に拾ってきたのはIEAの統計のときにアメリカで使われた定義が、再生可能エネルギーは風力や太陽などのように、絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー、というふうな定義がなされていたという事例を、こちらの方に引っ張ってきたというのが事務局の
 です。

諏訪委員 はい、ありがとうございます。IEAの定義、ただ翻訳している人がどういう人によるかによって、補充という言葉も持って来ると思いますが、もともとの言葉は多分リプレニッシュメント(replenishment)とかそういうことになってくると思うんですね。

 その翻訳に従う必要はないわけで、考え方としては恐らく橋爪委員がおっしゃったような循環の中で、絶えず、何というか言えない。追いつかないんですけど、柔軟に考えていいんじゃないかと思います。

高木委員長 じゃあ、やっぱり「補充」というのがちょっとという意見が多いので、そのところを「地球の循環システムの中で枯渇することのなく」とか、そういう

ような流れに検討するというので、今ここでは最終的な文章までは決めようと努力し始めると大変なことになると思いますので、ちょっと頭をひねっていただくということで進めさせてください。

岡本委員 　　ちょっとすみません。

高木委員長 　　はい、マイクを。

岡本委員 　　岡本です。これは言葉の定義なので、特に意識をしていなかったのかなと思いますが、例に挙げているのが太陽光と風力というのが挙がっていて、その他というところで補足しているというふうに言えばいいんだと思うんですけども、一番最初から「長野県らしい」という、長野モデル県民計画の中で、長野県は風力の適地ではないという共通認識がありました。つまり風力の適地ではないというのは、山の尾根筋以外は逆にいうと風の穏やかな地域だということで、むしろマイクロ水力というのが長野県の適正な再生可能エネルギーではないかという議論をずっとしてきたわけですから、ここで風力を入れてその他というふうに隠してしまうよりは、マイクロ水力を言葉として入れていただくほうがいいと思います。

高木委員長 　　バイオマスもそうですね。

岡本委員 　　バイオマス。
まあまあ、その他なんであれなんです。ただ定義の説明だけど、風力が入って、あとはその他で隠れちゃうというのは長野県らしくないなという。

高木委員長 　　そうですね。太陽光が一番認めますが、多分エネルギーの取り出せる量からいったらバイオマス、マイクロ水力。

岡本委員 　　そこまで入れて、「等」というふうに言っていたかなければ。

諏訪委員 　　小水力。

高木委員長 　　小水力ね。
というようにして、風力はなくてもいいかなという、それはそうだろうと思います。はい、あとはよろしいでしょうか。

それでは県の責務ですが、ここに関しては温暖化防止(活動推進)センターというのが前面に出てきているというのがちょっと違うところですね。地域協議会というのが前面に出てきて、温暖化防止センターのことを、これまで気が付いていなかったというのも、ある意味では問題ですが、後ろの方では温暖化防止センターと書いておきながら、ここには書いてなかったの、それをきちんとここで前に出てきもらおうと。

地域協議会に関しては、全県的にすべてができたわけではないので、それを前面に出すよりは、センターの方が適切であろうというご判断だと思います。

よろしいでしょうか。それでは事業者の責務のところですが、骨子にあった、「社会的責任を自覚し」というのがなくなっちゃったのは何か意味があるんですか。

事務局

これは、県民の責務のところにも通じる考え方というか整理の仕方なんです。が、「地球市民としての責任を自覚し」というのが、県民の骨子のところに載っていたのですが、「地球市民としての自覚」というのは、非常に中身があいまいとしているというようなことで、条文化するにあたっては、はっきりとその中身がわかるような条文にしたいということで、要綱の文章ではそれに代わるような意味で、こんな文章を作ったということです。

社会的責任というものについても同様なんです。文章を読んで、読んだ人が何をするのかということが、きちんと分かるという内容に置き換えさせていただいたというのが趣旨です。

高木委員長

はい。少し文章が変わった理由は、今ご説明いただきましたけど、よろしいでしょうか。

では、皆さんが「うんうん」という感じでもないの、ちょっと微妙なところで進めているんですが。

岡本委員

少なくとも、今の趣旨のままでいくとすると、「事業者は地球温暖化防止に関する理解を深め」というのは、何かお勉強しなさいというような感じなんで、そこはむしろ「自覚」という言葉を残していただいた方がいいのかなと思います。

高木委員長

「地球温暖化の防止に関する自覚を深め」。

岡本委員

はい。理解というのは、他人事なんですよね。

高木委員長

何か、そうですね。私があればから。

はい、すみません。マイクをお願いします。

宮本委員

すみません、単純なことなんです。県の責務、その次が事業者の責務、県民の責務、で滞在者及び旅行者の責務と並んでいるんですが、県民は事業者の後で、この前は逆だったような気がするんですが。違いますか。

高木委員長

この前どうだったかはともかく、これは今この場でも決められると思うんですよ。県民と事業者がどっちが前に来るべきかというご提案ですが、ちょっと先に簡単に多分そっちは行くだろうと思うので、どっちが前のほうがいいでしょう。

情報公開課

情報公開課の片桐と申します。これから地球温暖化条例についての法令審査等、私どもの方で担当させていただきます。

今の宮本委員さんからの、責務の順番についてですが、一応私ども条例審査

をするにあたっては、条例におけるボリューム、規制をかけたなり何かお願いする人たちの重い順というような形で、私どもはとらえております。

なのでまず、自分のことなのでまず県の責務を置きます。この条例上ですと、今度事業者についていろいろな提出物を出させたりとかしますよね。そういうことで常に事業者の責務、その次に県民皆さんをお願いする部分に来て、最後に県民とはちょっと違うニュアンスで旅行者の方が来るというような順番というのは、私どもはスツときます。

ちなみにこの条例の上に来る環境基本条例というのがございますけれども、それでもまず県の責務、ちょっと古い条例なんで市町村の責務があるんですけども、事業者の責務、県民の責務というような順番になっています。

以上です。

高木委員長

はい。

橋爪委員

考え方はわかったんですが、基本的には逆じゃないかなと。逆と言っていいか、基本的には県民の理解がないと進まないんじゃないかなというふうに私は思います。

というのは事業者が先に来ると、事業者の問題で県民の問題は薄いというふうになると、これは違うんじゃないかなと。

違うんじゃないかなというか、一緒にやらなければいけないので、今回の場合には県民が先の方がより条例の意図するところがあるんじゃないか、くまれるんじゃないかなというふうに私は思います。

どちらかという、確かに事業者については義務付けの項目はあるんですが、事業者はむしろ、私は基本的には今まで国の法律等でかなりしっかり取り組んでいる。むしろ長野県の場合には自動車だとか、そういう個人の生活そのものところにいろいろお願いしなければいけない部分が多いんじゃないかなというふうに考えておりますので、県民の責務の方が先の方がいいんじゃないかなと。絶対的には思いませんが、そういうふうに感じます。

高木委員長

先ほど審査される立場からおっしゃいましたが、例えば県民が前に来ても、それが故に問題になるということはあるんでしょうか。

情報公開課

はい。すみません。

一応私1人で審査するわけではなくて、ユニット全体で審査をするんですが、その順番どうこうということで、明らかに違法かっていうことではなくて、それはもう条例として思い入れが違うんだという説明なり、委員さんの中で議論していただくなりというようなことで、そういう順番になりましたということであれば、それはそれで構わないと思います。

また今後の議論の中で、もっと県民がやるんだというニュアンスを出すということであれば、また制度の回し方というのも変わってくるかもしれませんが、順番について明らかにだめだということは、こちらのほうからは。

高木委員長

はい。ありがとうございます。

川妻委員

この理解は、一般にいうと県民の中にも、法人県民と個人県民とがあります。こういうふうに県民の中に概念としては含まれているんですね。だから県民の責務という場合には法人も含むというふうに理解をして、ただしそれだけではわからないので、事業者もあえて記載するのは賛成で、初めからそうなっているんです。そういう意味だと橋爪さんの言われたとおり、県民の責務を記して、それの方が広い概念として、事業活動をやるのも県民であると、法人としてね。というふうに入る。

それでなおかつ事業者の社会的責任というものは当然入っているんで、4と5を入れ替えるという方がよいのでは無いかと思います。合わせて事業者の責務のときに、岡本さんが言われたとおり、この場合には「理解を深め」ではなくて、やはりほんとは「」に関し、その社会的責任を自覚し」の方が、前の骨子の方が、ここは適切ではないかと思います。

この「地球市民としての責任」という言い方だと、確かに分かりにくいんですが、個人でもそうですが、事業者が「社会的責任を自覚し」というのは、一般に通用する表現なので、この中に入れてもいいのではないかと思います。

高木委員長

はい。今、川妻さんには2つのことを言っていたいただきましたが、そうすると皆さんのお考えとしては順番として、県民はやっぱり前に出したいということで、議論が今行っていると思いますが、それでよろしいでしょうか。

はい。県民の中に事業者も入るとするのはそのとおりなので、じゃあ県民を前に出していただくと。それで県民の文章に関してはこのままでいいけれども、事業者のところに関しては、やはり。

上條委員

ちょっと。

高木委員長

はい。

上條委員

すみません。

社会的責任を自覚するということについては、実はやっぱり個人でもそういう側面はあると思うんです。共通だと思うので、1の目的のところ、もう共通に入れてしまう方がいいのではないかと。

それで自覚しろというのは、やっぱり条例で言いづらいことなので、自覚的に取り組むことになりましたというようなことはどうかと。それで目的の3行目に、「これを推進することにより」というのがあるんだけど、例えばこれを「社会的責任を自覚的に取り組むことを促し」というか、ちょっと変だけど、やっぱりみんなが自分の問題として自覚的に取り組むということ、この目的の中に取り込むと。

それで共通のすべての人、法人、自然人、法人について共通に取り組むというのを として、目的の中に入れることができれば、そっちの方がいいんじゃないかなと。事業者には社会的責任の自覚だけ入って、個人の場合はそれが入らないというのも、反対解釈からすると変な感じがするんですね。

共通だから、どこか目的の方へ入れて、共通事項でくくってしまったらどう

かというふうに思うんですが。

高木委員長

何となくおっしゃりたいことはわかります。

そうすると、さっきはスルーしたんですが、目的のところ例えば「社会的責任を自覚的に取り組むことによりこれを推進し」というような文章を、自覚的に取り組むって難しい表現ではありますが。

とにかくここで、社会的責任を誰もが負っているんだよということをここに書いて、事業者の責務、県民の責務のところはこのままでいいと。

事務局

委員長いいですか。

高木委員長

はい。

事務局

社会的責任というと、この温暖化対策だけではなくてすべて、人間は社会的に生活する動物なので、あらゆる局面でそういうものがあるんじゃないかと。広すぎるといって、この言葉に代わる言葉があった方がいいんじゃないかというように投げかけがあったものですから、そういった部分で社会的責任という言葉に代わる言葉が適切なものがあればいいんですが、そういうことで我々は。

ですから何を行うにしても社会的責任と言ってしまうと、すべて終わってしまうという部分もあるものですから、そこら辺なんです。

諏訪委員

すみません。

目的の部分なんですが、社会的うんぬんというのを入れないで、このまま行っているのではないのかなという印象を持っています。責務を明らかにするというこのことの方で責務が明らかになって、そしてこの条例として温暖化対策の基本となる事項を定めているわけで、この事項を推進するということとをさらにこの文章で明らかになっているというように思われるからです。

そしてその責務の内容としまして、「地球温暖化の防止に関する理解を深め」というのは確かに少し他人事ですので、事業者に関しても責務を自覚し、そして県民に関しても責務を自覚するというふうに二段構えで行ったらいかがかなというふうに思います。

高木委員長

なるほどね。

川妻委員

温暖化防止に関する責務を自覚ということでは。

高木委員長

社会的責任というのだと確かに範囲が広がるから、「地球温暖化の防止に関する責務を自覚し」と書けばいいのではないかという、割とすっきりしたご意見だと思います。

川妻委員

両方ね。

高木委員長 両方。県民も事業者も。地球市民というのは削るわけですが。

上條委員 それだと滞在者、旅行者はその責務を感じなくてもいいのかということになるんですね。こっちに入れて、こっちに入れないといことは、意味付けが与えられることとなりますので、それは慎重に考えたほうがいいと思いますよ。こっちは入れる、こっちは入れないというのは。

高木委員長 それだったら、いっそ目的に入れたほうがいいよというのが上條さんの意見ですよ。それはそうだよ。

川妻委員 それでもいいんですが、ここは責務の項目なんで、滞在者、旅行者の責務と書いてあるのは、その責務を自覚しなさいという項目なんですよ。書いてあってもなくても。だからその意味だと、同じように温暖化防止に対する責務を自覚しを書いて、滞在者、旅行者にも何らおかしくないことなんですよ。それだけにそれは軽くて、こっちは重いなということではなくて、同様にここに入れればいい。だから同じように、「責務を自覚し」でもいいし、責務と書いてあるのはそういうことだと。

上條委員 そうすると、同様に県にも入れなくちゃいけないということになると思いますよ。県だけ外れるという理由はないと思いますよ。だから全部入れちゃうかということなんですけどね。

高木委員長 全部に対して、地球温暖化の防止に関する責務を自覚しと入れるか、あるいは全部に同じ言葉が入るのがあまりだから目的に入れるかという先ほどの。

上條委員 ほんとに根幹に関わるような共通の重要問題だと思うんです。だからそれぞれの立場で発生するというものではなくて、ほんとにもう根本的に考えましようというような、そういうニュアンスかなと思われるんです。どちらでもいいんです。

高木委員長 すべてのところに、「地球温暖化の防止に関する責務を自覚し」というふうな文章を入れるのか、目的のところに「環境基本条例の理念にのっとり、地球温暖化に関する責務を自覚し」と入れてやるか、ちょっとここだと何なのでどちらかを入れるということではよろしいでしょうか。実際に文章を作ってみて、判断するということで。

木曾課長 委員長、いいですか。

高木委員長 はい。

事務局 すみません。目的のところで「責務を明らかにするとともに」というような言い方をしていまして、これでそれぞれの責務というところで「責務」という言葉を使ってしまうと、ぐるぐる回しというか、責務以外の言葉を使わないと、

ここで使うならただ事業者の責務というだけで終わっちゃっていますので、ほかの語に入れ替えないと、それぞれの責務を入れるというのはちょっとおかしな話になってしまうと思います。

高木委員長

さっき言った単純に目的のところに責務というのを入れるのは、なかなかできないよというご指摘です。

諏訪委員

言葉の問題になっているかもしれないんですが、確かに責務がたらい回しになっているのはおっしゃるとおりで、例えばアイデアとしては「地球温暖化の防止に関する自覚を深め」とかいうことだったら、他人事ではなく、自分のことと認識し、しかも責務をたらい回しにするということに、かと思えます。ただそれをどこに入れるかは、ご判断はお任せいたします。

高木委員長

「地球温暖化の防止に関する理解を深め」というのは適切ではないので、「自覚」というような言葉に替えることによって、解決策ができるかもしれないというご提案です。

ちょっとこの辺で進めないと、あまりに予想外のところで引っ掛かってしまいましたので。多分最終的には、もちろん今日時間がうまく最後に取りれて、このところだけ簡単だから決めようということができればいいんですが、最悪の場合というか文書が決まらなかった場合には、一応委員長と事務局でということもあり得るのですが、このぐらいの議論で進めてもよろしくない。

黒沼委員

ちょっと、私は全然頭が回らなくてあれなんです、この京都府のとちょっと比べてみたんですが、突然大幅に変わっているので頭がついていなくてあれなんです、第2章のところでは計画の策定、計画について県が計画を立てたということですね。そしてその対策を実際に実施していくときの、そのところがすぽんと落ちてしまって、事業活動における地球温暖化対策ということで、実際に県がこの地球温暖化防止というのは、非常に発展途上で、現在お金もないし、そしてこのままの状態では2010年に排出量に、先に立てた目標には全然及ばないだろうということをつらつきながらつくっている、その過程としてどういうことが必要かということ、徹底的な情報活動と、そしてそれに対するお金をどうやって持ってくるかということ、徹底的に研究しようということ、検討委員会ではすごく言ったわけなんです。

その結果、調査研究と経済手法について項目を入れようということを進めたわけなんです。その第2章のところには、計画等と書いて策定にはついていないけれど、実際の実施の中で問題となっていることについて、発展的にどうやってやるかという。例えば京都府でつくった4ページの部分というのは全然すぽっと切れているわけなんです。

どういう部門でどうやって、どういうふうに調査研究して、どういうふうにこれから進めていくかということがなくて、第3章に突然事業者ということできているわけなんです。ですので、このところはどうしてそういうふうになってしまったのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

高木委員長

今、番号でいうと3ページ目の7、8、9のところのご指摘を受けているのですが、ちょっと待ってください。その前に1の目的と3、4、5、6の責務のところに関して、先ほどの議論を受けて最終的に文章を作り直して皆さんにお見せしながらということですが、進めるということによろしいですねと、そこからまずやりたいです。それはよろしいですね。いいですね。

それでは今、2章のところに入って、7、8、9のところ、黒沼さんからご指摘があった部分。骨子ではなくて。今の黒沼さんのご意見は、京都の条例の4ページの府による地球温暖化対策というようなことで、府が何をするのかということが具体的に書かれている。それに対して県の場合は計画をつくるということは、かなりはっきりとしているけれども、それ以外に関しては何をしたいのかがよく分からないのではないかと。こういうことをここできちんとうたうことはできないのかというご指摘だと思いますが、それでいいですね。

黒沼委員

そうです。

高木委員長

それに対して事務局の方で何か。

木曾課長

京都府がこの条例の中で一点目は施策というような言い方で、条例の中でうたっていくということを中心にして、この条例を組み立てたのかなということでございます。それから環境基本条例に譲った部分については、何項目かございますけれども、上位条例の基本計画にあるものを、再度この中でうたっていくということについて省かせてもらったということです。

高木委員長

骨子のときには県による地球温暖化対策というのがあって、県は何をするぞというのが、かなり明確にあったわけですが、同じような内容のことが各項目の中にちりばめられてはいるわけですが、骨子のときの4、県による地球温暖化対策という部分、例えばいろいろありますが、この部分がここに書いてある方が県が何をするのか分かりやすいという意味でご指摘だと思うので、ここに書いてある部分というのは基本条例に書いてあることとはちょっと違うんではないかと思うんですが。

骨子の「4 県による地球温暖化対策」、1のa、b、cと書いてある。a b c d e fですね。

橋爪委員

確かになくなっているんですかね。私も気になっているのは、やっぱり再生可能エネルギーの促進をするために、いろいろな研究だとか助成だとかそういうことを県がちゃんとやると。財政的な基盤も、ここでちゃんとつくらなければいけないと思います、それがなくてダメです。ちょっときついなと思っています。

黒沼委員

そうですよね。

諏訪委員

はい。いろいろさまざまな意見が黒沼委員や橋爪委員から出ているとおり、財政措置が抜けているということに関しては非常に疑問を持ちます。これが恐

らく法制部さんのご意見も伺ったほうがいいと思うんですが、私どもの検討委員会の趣旨としては、今、橋爪委員がおっしゃったように再生可能エネルギーの導入のために、財政的な支援がどうしても必要であるかもしれないから、その部分に関して重点的な方策を打ち出したいけど、何を取りあえずということではなくて、とにかく措置を出すという、その部分が見えるような形にしたいという思いで財政措置を骨子の中でもうたったわけですが、それが環境基本条例をたどっているからここで書かなくていいのか、それとも書いてもいいのかというか、書いたことによって何らかの効果が期待できるというプラスアルファの面があるのかという過程について、ちょっと議論がしたいということが一点。

第二点に関しましては、県の責務で a b c d、骨子の4ページという話になってしまったんですが、その前の段階、3ページ目、地球温暖化対策推進計画の策定等の趣旨の部分におきまして、実施状況の把握及び評価ということがあるんですが、もともとの合意では評価というのは第三者というか県民及び学識経験者を中心としたメンバーによる評価ということが前提となっていて、それによって P D C A サイクルを回していくという合意ができていたと思いますので、要綱の9番において「施策の見直しを行わなければいけない。」、これはわかります。主体がどうもこれだと見えないんですね。評価を県が行う、県の責任において行うのは分かるんですが、それを誰が行うかということが見えるような文章にしていけないと元々の考え、趣旨に沿いにくいのではないかなというような印象を持っております。それが第二点です。

高木委員長

大きな質問としては、皆さんがご質問されているのは骨子のときの3ページから4ページの辺りの、県による地球温暖化対策の部分が、ここからポンと落ちたのはなぜかということだと思います。

そして今のお話は評価の部分で、誰が評価するのかが。前は県は趣旨のところで県民、市町村、事業者、学識経験者等の意見を聞いてと、第三者の意見を聞いてというのをわざわざこういうふうに直したものが趣旨で載っていたのが、今回は抜けてしまったのはなぜなのかということだと思います。

いかがでしょうか。

木曾課長

財政面、調査研究の部分について、環境基本条例に譲ったという部分はそんな格好にしてありますが、そういう中でやらせてもらったといことです。それから県の9のところの「施策の評価及び見直し」の中でのこういう書き方だと、県がやるというようなとらえ方になってしまうということでしょうか。

諏訪委員

県の責任においてやるということは見えるんですけども、実際に意見を聞くという表現だけですと少し弱いのではないかと。もう少し、評価を行う主体の役割が見えるような表現はいかがかと思います。

木曾課長

その3のところでは一応評価を行ったときは、速やかに公表しなければならないというふうになっているのですが。

高木委員長

骨子のときにも、文章としては「県民、市町村、事業者、学識経験者等の意見を聞いて地球温暖化対策に関する計画の策定、指針の策定、施策の実施状況の把握及び評価を行い」と書いてあるわけで、今回のものは定期的に評価を行いと書いておいて、その下の(2)で1の評価を行うにあたっては、県民及び学識経験者等の意見を聞かなければならないと書いてあるから、ここの部分に関しては骨子から大幅に後退しているのではないと思うんです。

ただ、この書き方だと、本来意図していた評価は第三者機関が行うんだよというものが見えなくなってしまうから、第三者機関による評価を行うという言い方をきちんと書き込んだほうがいいのではないかというのが、諏訪委員さんのさっきの2番目の質問だと思います。

木曾課長

この評価にあたっては、県民及び学識経験者等の意見を聞かなければならないという部分でも、第三者の評価を受けるという書き方にはならないというふうになるか、ちょっと考えます。どんな格好で。一応第三者の評価を受けるといふ。骨子の趣旨は生かしてあったつもりですが。

高木委員長

事務局としても、別に自分たちで評価をやろうと思ってこれを書いたんじゃないで、第三者機関で評価を行うというつもりで書かれているはずだから、単に文章の問題だけだと思いますので、それははっきりと分かる形に、そこはすると。

川妻委員

これは重要なところだと思いますが、「施策の実施状況について評価を行うにあたっては」と書いてあるでしょう。そうすると計画をつくって、評価をそろそろやろうかなと思う場合には聞かなきゃいけないと、こうなっているわけです。この計画が具体的にどういうふうの実施し、その評価をどうするかということは、計画と一緒にセットになって定期的にそこがチェックをして、また県に反映するというような、そういう仕組みでないとこの計画をつくっても計画倒れになるということになります。そこで、表現は独立だと書かなくてもいいんですが、そういう仕組みになってこの計画を担保していくんだよという、その装置が大事なんですね、意味内容としては。

このままだと計画をつくったと。だいたったのでそろそろ評価をやらしてもらおうかなというふうになってしまう。そういうことになっているんですよ。そこをもう少し厳格に計画と、それを実施し、状況をチェックする主体というのはきちんとはっきりさせる。そういう趣旨なんですよね。そこはもう少しきちとした方がいいと思います。

高木委員長

趣旨はお分かりいただけていますよね。諏訪委員さんからの2番目の質問に関してはそういうようなことで、今の川妻さんの意見も入れてちょっと修正を加えるということを進めます。

木曾課長

それから先ほどの環境基本条例に譲っている部分ですけども、その辺はやはり環境基本条例へ譲ってしまえばその趣旨が生かせないかどうかということだと思いますが、その辺はご議論をお願いします。

高木委員長

確認なんです、環境基本条例が上位の条例だから、それに書いてあるんだからここに書かなくてもいいということはある程度理解はしているつもりなんです、環境基本条例に書いてあることだから、ここに書いてはいけないということではないだろうから、それならば書いたほうがはっきりするというご指摘だと思います。

黒沼委員

そうです。よろしいですか。

今、県が皆さんにやっていただくために県が率先して実行すると、だから上に書いてあるというふうにおっしゃった趣旨と、それにこの京都府条例を比較しますと、5ページの率先実行ということで、府の実行の表が書いてあるわけですよ。その趣旨と、私はちょっと矛盾するなと思ったんです。

ということは、なぜここに県による温暖化対策というのを先に皆さんで長時間かけて出したかということ、非常にこの地球温暖化防止というのは非常に難しいと。説明会に行っても、これでやるつもりなのかとおっしゃられた。そういうように実際にはものすごく大変な問題を突き付けられているにも関わらず、私たちの生活というのは何ら変えることはないけれども、実際にはじわじわと地球環境は逼迫(ひっぱく)しているという、そういう情勢があるということ認識して、そして率先してやろうということで実際に経済的な措置についても調査研究を行いましょうと。

そういうようなことを長い時間をかけてやったわけです。それで最終的に来たら環境条例に書いてあるから省くというのでは、これじゃあまりにもばかにしているんじゃないですかと、私はちょっと思いました。私の感想ですが。

高木委員長

それでは委員の意見としては、やはり議論もずいぶん積んだところなので、県による地球温暖化対策、順番はこのとおりでなくてもいいし、書き方が多少変わるのはいいいけど、県はこういうことをやるんだよということを京都(府)でいう率先実行の部分にあたる部分を載せたいというふうなお考えですが、しかしその上位計画にあるんだからという反論に対して、今さっき、いいの。

木曾課長

県の事業者としての立場の部分ですね。県というのは行政の立場として全体をやる部分と、それから事業者としてやる部分との両面があると思いますけど、事業者の部分は、この事業者の責務としてうたっている中に、県の組織として入っております。ですから事業者と同じような格好での取り組みの中で、その中に法で定められた率先実行計画というのが一緒にあるわけですね。

それで担保してやっていくという流れなんです。

黒沼委員

それは分かりますよ。

橋爪委員

ちょっとそれとは違うんですよ。

そこはいいんですが、やはりこれは我々としては新しいことを講じないと、変な話をすると今の生活は無理、いわゆる我慢するよなと言ってはいけないんですが、そういうことよりむしろ、こういうエネルギー問題、地球温暖化問

題について、積極的に技術開発を進めて、その技術開発も長野県にある自然の、やはり物質を使った木材などを再生可能エネルギーという形、そこに絞って先進的な取り組みを行うと。

従って経済的発展と環境の両立があるんだと。スタートにあたって、やっぱり法的な支援だとか公的な研究機関が、そういうことに取り組むんだということをはっきりとこの条例の中に打ち出すことは私は重要だと思います。

環境基本条例にあっても私はこのところは絶対必要なところだと思います。そうでないと、ある一部分がすっぱり抜けたような感じになりますので、この研究開発だとか、それも先ほど言いましたように我々が持っている自然エネルギーというものを有効に活用するという、そういうことをやるんだということは、やっぱり意思として表す必要があるという形で議論してきたんじゃないかと思っています。

上條委員

ちょっといいですか、短くやりますので。

今、事務局からは県には2つの側面があって、条例の設定者としての側面と事業者としての側面があって、事業者としての側面の中に書かれているからいいのではないかということなんだけど、それはそれでいいんですが、条例の制定者として私たちはこうやるということの部分できちんと書かなければ、事業者だけの部分だけではだめだと思います。

その第2章の中で、この委員会で検討してきたように、やっぱり詳しく書いた方がいいと思うんです。具体的に言うと例えば第2章の7の(2)のイのところ、目標を達成するために必要な地球温暖化対策に関する事項を計画になるんですが、じゃあ何を書くかということは裁量的になっているじゃないですか。

例えばこの中に次のものをするということを、具体的な列挙をすると。例えば建物について計画を立てるとか、要するに裁量に任せてしまうとサボってしまう可能性があるんですよ。だからある程度拘束するという、この事項は必ず書きなさいということで、県の主体的にこういうことについては計画に取り組むんだということを、京都府のようにそこまで詳しく書くかどうかはともかくとして、ここでも議論されてきたので、やっぱり重要な項目に県が計画の前にやりなさいということを拘束するということを自らすべきだというふうに思います。

木曾課長

率先実行計画に書いてあるからいいじゃないということをつもりはなく、率先実行計画あり、今の県民計画ありということは十分、それでいいということはこちらの県は考えているわけですし、率先実行の方はそういうことで事業者の立場としての枠組みの中で、法律のことでうちの方はやっていますと。

2章の7のところの、地球温暖化対策計画というのは今で言う県民計画の部分に当たるとは思いますけど、今、委員さん方の意見ではこのところにアイウと3項目しか挙がっていないんだけど、もっと広い意味での県民計画の中に挙がっている、またはこの条例の中でうたっている部分を、より明確にしていって方がいいなということでしょうか。

高木委員長 上條さんは、計画の中のイの項目をもっと明確化させればいいというご意見か、ほかの方の意見では、計画の中でじゃなくて条例の中でそれをはっきりさせるべきだという意見も随分強いように思えますので、もちろん計画の中で書いてくれないと困るわけですが、計画に何を書けということ以上に、条例の中で何を言いたいのかというのが多分重要ではないかなという気は、私はしますが。

木曾課長 すみません。整理させていただきますが、3ページの2章の地球温暖化対策計画等の7のところの、地球温暖化対策計画の策定というところは、京都府でいう10の地球温暖化対策推進計画ということでよろしいですね。

高木委員長 はい。

木曾課長 その部分と、同じようなレベルで書かせてもらっているということです。京都府でいう、13の率先実行計画の部分については、確かに事業者の立場としての長野県という動きの中で、率先実行計画は定めてやっていくんですが、その部分はここでは確かに明文化してありません。

法定事項として定められた部分で、自治体はやりなさいということになっていきますので、ここから落とさせてもらったという格好です。

高木委員長 多分、どの委員さんもここに書いてないから県がそのことをやらないんじゃないかということ疑って、そのことをご指摘されているのではなくて、要するにここに県がこういうことを率先してやりますよということをはっきり書くことによって、他の一般の事業者あるいは県民に対して、県がそこまでやるのかと。それなら自分たちも、やっぱりやらなければいけないんだということを伝えるために必要だと。

県は事業者によるいろいろなこと、事業活動における地球温暖化対策の中に、全部県が引っ掛かっていることは分かってはいるわけです。分かってはいるんですが、それでは県民に伝わらないよという恐れがあるから、みんな何とか多くの方がこういうご指摘をされていたと思うんです。

岡本委員 長野県の場合は特殊なんでしょうけど、県民計画が先行しているわけですね。先行して一定程度の期間が経過したにも関わらず県民計画が進まなかったという、いわばあまり自慢できない実績があるわけです。

そういう中で焦燥感を持っているところに、条例をつくるんだという機会が与えられて、何ができるのかといったときに、例えば少し強制力を持つような方法、あるいは自然エネルギーなどに関して普及が進まなかったのは、財政的措置が足りなかったんだろうということ。

その2つが、やっぱり柱として議論が進んできたと思うんだけど、今度の条例に関しては強制的な項目というか、そういったニュアンスは少し様子を見て先に譲ろうというふうなことで、県民総参加を促すことを取り組んでみようという趣旨になっているわけです。

そうしますと、より財政的措置あるいは私も議論の中で申し上げましたけど、新しい具体的には税の方法ですとか、そういったことを含めて県民計画を推進するんだという意味で、骨子の中のgとhというのは上がってきたと思うんですね。

そういう意味で、やはり飛車が抜けて角も抜けちゃったら勝負にならないよということですね。目的は地球温暖化を防止するというのが目的なのであって、条例をつくるのが目的ではないので、どうやったら効果が上がるか、県民計画がどうやったら進むのかということに、もう一回立ち戻って最後の詰めをしていかなければならないなと思っています。

高木委員長

お聞きしたいのは、委員の意見としてはほとんどの方が、骨子の県による率先実行計画のところは、やっぱりここでうたってほしいというご意見なのですが、確認ですがそのことをここに載せる、要するに上位計画に出ていることであったり、この条例の3章以降に書いてあることなので、そのことを率先計画としてあえてうたうてはいけないということではないですよね。

同じようなことが、しつこく出てくるのはまずいんですか。ちょっと。

情報公開課

情報公開課の片桐です。

同じ項目を、ひとつの条例に複数書くというのは・・・。

はい、すみません。環境基本条例に書いてあるものをもう一回書けるかというお話なんですけれども、私の理解としては生活環境部の頂点に立つ条例というのは環境基本条例で、その目的というのは環境の保全であるということで、環境一般についての基本的な事項、環境基本条例に定まっていて、現状地球温暖化条例は環境基本条例の全体的な環境の保全の一形態としての、要は基本条例の下にある条例として位置付けているという理解でいるんです。

それを環境基本条例の中で例えば、やはり財政上の措置というのがありまして、その中には環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするというのがありまして、事務局なりこちら側、私の考えとしては、環境の保全に施策を推進するための必要な財政上の措置の中に、地球温暖化についての財政上の入っているんだよというようなことで除いたというようなことだと思うんです。

それでやはり環境基本条例が、その下に温暖化の条例があるといつて、再度じゃあ温暖化の方で同じことを書くというと、環境基本条例で書いてある財政上措置のというのと、温暖化条例に書いてあるという財政上措置というのはどう違うのかということで、理屈上の整理というのをそれぞれやっていく必要があるんです。

結局はどう書かれないかという話にはなってしまうんですが、一応そういったことであれば、一度今度環境基本条例のほうに立ち返って、環境基本条例としての考え方というものと、温暖化条例としての考え方というものを照らして、必要に応じてそれは住み分けをしたり、環境基本条例のほうも一部改正をするという手当てをして、書き分けていく必要は出てくるんじゃないかなと思います。

それか、もう環境基本条例とは全く別な形での条例、別体系の条例なんだと

いう、考え方を一定の整理をして、新たに生活環境部としての、基本条例が2つも3つもあるというのはちょっとおもしろい話になっちゃうんだけど、そういった考えでやられるかということだと思います。

すみません、長くなりましたけど、再度書き直すということであれば、環境基本条例についての精査というのも一定の部分で必要になってくるんじゃないかというふうに考えています。

高木委員長

はい。

岡本委員

もう一度申し上げますけれども、県民計画があってそこに財政上の措置が講じられなかったから県民計画が進まなかったというのは誰しも認めざるを得ないところだと思うんです。

その県民計画ができていた時点で、今おっしゃった環境基本条例においては財政上の措置を講ずるという文言はあったわけですね。それにも関わらず財政上の措置が講ぜられなかったということですね、それは。

だからあえてここで、もう一回重複しようが何しようが、要するに条例をどうしようというんじゃないとさっき申し上げただけで、そのところは条例を書く方の立場としてはそうはいかないんだという部分もあるかもしれないけど、要するに長野県の温暖化対策を進める県民計画の中では、目標値まで書いてあるわけですよ。

それを具体的に進めていくためには、ひとつひとつのこの項目を実行すると、これだけCO₂が減りますという項目があって、それを全部実行して初めて書かれた目標が達成するということになっているわけで、そのためにやはり県民が努力すること、事業者が努力する、いろいろあるんだけど、お金をかけてそういった自然エネルギーの環境整備をすることというの、欠かせないものとしてあって、そのためには要するに財政的な措置が必要であり、県に財政的なゆとりがないならば、新たな税制を考える必要があるでしょうと。

そこまで踏み込んで、今度は県民計画を進めるのですよということを、この条例の中に書いていくということで、温暖化対策をきちっと進めていくということを、この条例で明言するのが目的だというふうに私は思っていますが、いかがでしょうか。

事務局

ちょっといいですか。

高木委員長

はい。

事務局

この条例の目的のところ、2ページをご覧くださいと思います。「この条例は長野県環境基本条例の理念にのっとり」ということで、基本的に先ほど片桐さんの方から言われたように、この基本条例下に今度の条例も位置付けていることを考えています。

今、岡本委員が言われた県民計画が動かなかった。実行に移らなかったというのは、変な言い方をしますと、条例の裏打ちがなかったからであって、今度はこの条例の計画として県民計画を位置付けますよと。この条例ができた後に

は、基本条例の下に入って各論を実行していく条例になりますよという形で、全体を整備した、そのためのひとつというふうに考えられるんじゃないかというふうに考えます。

ですからこの条例ができると、基本条例でうたっております条文は、すなわちこの対策条例の条文でもあるというようにお考えいただければ、一点はいいんじゃないかと思います。

次に、率先実行の部分で、先ほどお話がございました。あと府による地球温暖化対策ということで別記されておりますけれども、この一点、府による地球温暖化対策の一部、例えばぼつぼつと拾いますけど、府の4ページです。京都府の概要4ページのところの「9 府による地球温暖化対策」というものですけれども、こういった中で、例えば(9)の廃棄物ですとか(13)の国際環境協力、この国際環境協力なんかは基本条例の中でも、もともとやっている事項ですので、再度こういったところで欠けているところがあれば書かなければいけないかもしれませんが、これは別記する必要はない。

それ以外の部分については、各条文のところでカバーしているのでということで、この部分については、一応盛らなくてもいいだろうということ、事務局としては考えて落としてあります。これが必要だということであれば、またご意見をいただければ結構だと思います。

次の5ページの「13 率先実行」の部分です。これは(1)として温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)の21条の第1項の実行計画の推進に関するということ、県もこの実行計画にプラスして下の環境物品ですとか、あとエコイベントですとか、いろいろな項目を盛った率先実行計画というのをつくっております。

知らないとか、皆さんが承知していないというのは、県の見せ方が悪いのかもしれませんが、これは法律等によって裏打ちされているものということで、特にこの条例で言わなくてもいいのかなという形で、私どもは先ほどの項目と同じように、全く触れない形でやっております。

ですからそうではないと。もう一度再度県としての行動について制限しろというご意見であればお話を承って、あとは専門のセクションと詰めていく中で反映させていただければありがたいと思っています。

橋爪委員

私は非常に重要な部分だと思っています。重要な部分というのは、今までのことはさておいて、今後どういう姿勢でいくのか、この条例を今後県民だとか、いろいろ説明をしていくときに、やっぱり分かりやすいのがまずは大事だと思うんです。

法律に違反してはいけませんが、まず分かりやすくこの条例を読んだら概要が分かるという形でいうと、もしあれでしたら基本条例に載っていても、重複するかもしれないけれど、分かりやすいという形だったらぜひ入れていただきたいと、私はそういうことで入れた方がいいんじゃないかなと思っています。

特に再三言いますけれど、やっぱり自然エネルギーというときは、やはりその部分についてはしっかり取り組んでいかなければいけないと思いますし、逆に言うところなことはないと思うんですけれど、ほかの長野県の環境基本条

例の中でも、この条例については優先して財政という裏付けをするぐらいを入れたいぐらいの気持ちがあるので、そういう意味で入れていただきたいということです。

黒沼委員

申し訳ありません。私も橋爪委員に賛成します。というのは、環境基本条例はいつ出来上がったんですか。

情報公開課

平成8年で、11年に改正しています。

黒沼委員

分かりました。

この地球温暖化防止に関しては、車の問題、自然エネルギーに関する、非常に環境マネジメントが広範囲に渡るといって、そういうところもありますし、それから特に行政がイニシアチブを取って何らかの網を掛ける、システムを変えなければいけないという大変難しい対策を迫られているという点で、やはりもう一回このところを率先実行ということであってほしいと思います。

上條委員

環境基本条例は、目的に掲げてあるとおり環境一般についての施策をとるといって、こういう条例だと思っんです。これは温暖化防止という、もっと具体的な目標を持った条例ですよ。やっぱり違うんですよ。

だから環境基本条例であってある項目と、ここでいう項目とは位置付けが違うんですよ。そこにあるからといって、それは環境一般としての施策を取ることだから、そこに書いてあるから全部抜いてもいいということにはならず、やはりこの目的に沿った施策をここで取るんだということによって具体化しなければ、一般化できないと思うので、ダブったことにはならないと思います。ダブったことにはならない。

一般県民も、温暖化の問題ではこの条例を必ずひもとくはずですよ。一般の県民は、上位法の環境基本条例にまで絶対に目がいけないから、ここで書かなければ「県はこの程度のことしかやらないんだ」ということで、理解をして進んでしまうので、そのためにもやっぱりここで書くべき。この条例は独り歩きしますよ。

独り歩きするとき、各項目がなければ県民は分からないので、やはりこういう具体的なことを落とすべきではないと思うんですよ。それから予算を伴う条例の場合には、予算執行の前提となる施策なんだから、これをやるということを書かなければ、裁量に委ねるといってただでは、やっぱり時の為政者によって軽んじられると。

私は財政措置を取るべきなんていう条例は、私はいらないと思っているんですが、むしろその前提となる「ここに金を使え」という、そこをきっちり書くべきだと思っています。だってお金を使えといたって、結局使わなきゃならない、そうなるでしょ。

それはなぜかという、条例があって予算を出せという項目がなかったからですよ。お金を出せという、それはほんとお経みたいなもので全然役に立たないんで、私はむしろそよりも、これをやるんだという具体的な項目をきちんと書くべきだというふうに思っているんで、やっぱり書くべきだと思いま

す。

牧内委員

私も一言だけ。

いわゆるかぎ括弧付きの今までの環境と違って、今回の地球温暖化防止というのはくり方が違うと思うんです。ですから条例もやっぱりひとつのくりとして県民の皆さんに理解をしていただく必要もあるだろうし、財政措置なり調査・研究というの、例えば公共交通ですとか、いわゆる環境から外れた分野というのもおかしいですが、飛び出した分野も当然出てきますから、一くりとして見せていく必要があるのだろうと思います。

宮本委員

私も同感です。私も県民は、やはり言葉でこの条例見たときに、分かりやすい言葉で書いている、具体的に書いていないと分かりませんので、ぜひ入れてほしいと思っております。

高木委員長

少なくとも検討委員会の意見としては、やはり書き方に関しては検討の余地はあるとはいえ、京都（府）でいう率先実行の部分あるいは4ページの府による地球温暖化対策の部分で「こういうことをやるんだよ」ということ、そういうことを具体的に書いた方がいいというご意見なので、じゃあどういふ書き方をすればいいのかということに関してここでは出せないの、事務局と相談をさせていただきながらやっていくということで進めさせていただきます。

はい。

諏訪委員

今の委員長のまとめにおおむね賛同するんですけども、上條委員もおっしゃったことは非常にひとつ重要なポイントをおっしゃっていらっしゃると思って、ここでたとえ条例の中で必要な財政上の措置を講じると書けたとしても、問題はなに使うかということが具体化されていないという点で、この点どんなものに使うかというのは、さんざん、もういろいろ意見が出ていたんですが、それをくくってやっとここまで来て、それは抜け落ちるかどうかの瀬戸際なんですけれども。

じゃあなに使うのかというのは、例えば県民意見の17番で「財政上の措置の対象範囲はどのようなものか」というような疑問も出ておりますし、ここを少し見えるような感じの表現で書いていけば、恐らく環境基本条例と完全なダブリというのではなくて、独自性を出した形での見せ方ができていくのかなというふうな考えを持っています。

例えば必要な財政の措置、例えば県産材ですとか、自然エネルギー利用ですとか、交通政策ですとか、いろいろ議論された部分がありますので、これに対して財政的に措置を講じていくというような形で見えるようにするですとか、欲を言えば環境税を導入してどうのこうのという、その細かいところを見せられたらとはよっぽど思うんですけども、そこは百歩譲ってもう少し見えるような形にすればというような印象を持っております。

高木委員長

意見交換会のときに、温暖化防止センターの さんがおっしゃっていた、「県が何をやりたいのかがよく見えない」と。具体的に、これに対して頑張る

んだというものを、はっきり見せてほしいというご意見を私はずっと気になっていて、骨子の段階で、総花的にはきれいに書いてあるけど、本当に県が何についてやりたいんだということが見えないと言われれば、確かに見えないかなというのが気になっていました。

ある意味では、もし県による地球温暖化対策あるいは率先計画のようなところで、例えば再生可能エネルギーであるとかバイオマスであるとか、森林だとか、言葉としてはあと交通が、そういったところですよ。税については言及できないということでしょうから、そういったことについて積極的に取り組んでいくんだよということは、ここでもし書いてあればかなりすっきりするのかなと。

書き方として、どういう書き方ならば県としての条例のシステムとして、うまく書き込めるのかというのを、ちょっと、森づくりの条例もあるわけですから、うまく書くのは難しいのかもしれないですけど、そういった項目についてきちんとこれからやるんだよということを明らかにすることは、やはり私もすごく重要だと思いますので、何とかそういった「これは頑張るんだ」というのを。この要綱の2章は計画等になっているので、できれば章立てとしても、県による地球温暖化対策というようなことで、その1番が例えば計画の策定であってほしいとは思いますが、もうひとつこういうことを進めていくんだ。そのために必要な研究や財政はお経でいらないというならばなくてもいいですが。あってもいいわけです。

諏訪委員

すみません。ちょっと確認というか、私が理解しているのは確かに意見はまだ申し上げなかったですけど、率先実行を書くのはそれはそれでいいんですが、その中で特に重要になるのが橋爪委員もおっしゃっているとおり、財政上ん措置だと思うんですね。この部分は別のレベルというか、外せないレベルの問題で、それを外せないというのは大体の認識だと思うんですが、プラスアルファその財政上の措置の対象となるものを分かるような形で明記していく必要があるのではないかとということです。

高木委員長

はい。
ちょっと私自身も混乱しているんですが。

川妻委員

ちょっとだけ。常に割り切っているんですが、長野県というのが事業者として率先してこんなことをやるんだと。それがすぐやれることについてはなるべく条例の中に織り込んでやるということは当然なのですが、今、上條さんも言ったように条例の制定者としては、今すぐやることだけではなくて、前の骨子（案）に入っていないのは例えば橋爪さんも言ったような技術開発の問題とか、それから財政上、税制上の措置の問題とか、それからそれに加えた調査研究というふうなものをきちんと条例の中に条文として入れておけば、この条文はどう発動したのか、実施したのかということがチェックできるわけですよ。またチェックしなければいけないですし、監視してないといけないんですよ。

それが条例制定者としての役目ということで、この中には入っていませんが

きちんと入れた方がいいのではないか。そのことと県が事業者のひとつとしてすぐやれること、やるべきようなことをいろいろなところに続けて書くのは必要だけど、そこは条文を書くときによく区分けして分かるように区分して書かないと、ごっちゃなになるとまずいというふうに思います。

高木委員長

県が何をするのかということに関してのご意見を、ずっといただいているわけですが、いかがでしょう。このぐらいで。

はい。

木曾課長

先ほどから、県の事業者の立場としてのこの、私どもの3の県の責務のところ、「県は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制の措置を講ずるものとする」ということは、これを計画化するのが率先実行計画でございますので、県が外向きの事業としてやる部分は率先実行というふうには入っていません。

例えばこの部屋の電気の使いよう、暖房のやりよう、施設整備が必要という部分については率先実行計画の範疇(はんちゅう)になりますけれども、それ以外に県が施策として外へやっていく部分というのは、県民計画の一部になるという、そういう仕切りでよろしいでしょうか。

率先実行計画というのは、要するに事業者として県がやっていく、例えば橋爪さんが言われましたが、エプソンさんの中の問題としてやっていく部分がありますよね。あれの部分のレベルが率先実行計画。

高木委員長

率先実行計画は対象物は県の施設。

木曾課長

内部の。

高木委員長

内部ですよ。

木曾課長

ということでよろしいですね。

県民計画の方は、県が地球温暖化対策の施策として進めていくための計画だということなので、その辺の中で財政のかけ方も、県の施設管理とかそういう部分における財政の部分と、それから施策として財政を使っていく部分の2種類があるということで、ただそれが一般に見えないと、県はどうやって関わっているのかというところが分からないので、やはり率先実行計画、自分がやっているざまを表に出した方がいいじゃないかということということでよろしいですかね。

諏訪委員

すみません。ちょっと整理が必要だと思います。まず問題になっているが、自治体の直接的な影響と間接的な影響のうちの、直接的な影響を率先実行ということでくくっているわけですが、それと率先して実行すべき事柄というのは、私たちが今ここで言っていることは、ちょっと違うんですね。

ですから今、課長がおっしゃったような自治体が、率先実行計画に基づいて行う事務的な部分も含めた行動というのを、温暖化条例の中に盛り込む必要が

あるかどうかということが一点。それとは別に、県が率先して行うべきことと
いうのを、条例の中で明らかにしていくかどうかというのが第2点。そして第
3点として、その中で違うレベルだよという意見がある、財政上の措置に関し
ましてどうするかというこの3点というようなくくりではないかなと思うん
ですけど。

高木委員長

今、諏訪委員さんのおっしゃった2番目のことは、言葉がなかなか難しいの
ですが、要するに県が率先的に行う、要するに自分たちの中だけで行うことじ
ゃなくて、県がエプソンさんと協力してというような、外部に対してという意
味ですよ。

木曾課長

その部分が、まさに県民計画というふうに私どもでは捉えているということ
です。

岡本委員

主体別になって丸が付いていますよね。

諏訪委員

恐らく黒沼委員がおっしゃりたいのは、この骨子の4番の県による地球温暖
化対策というのをこの条例の中で県が率先して行う、率先計画ではなくて率先
して行うこととして書いていくべきであろうかという問題ですよ。

黒沼委員

そうです。

高木委員長

外部に対してのものですよね。

黒沼委員

はい。

高木委員長

だから外部に対してのものも、それは計画の中に書くから温暖化対策の計画
をつくってその中で書くからそれでいいんじゃないかと、こういうことをやるん
だということをここではっきりと明文化してほしいというのが黒沼さんの意
見です。

木曾課長

2章の7のところでは言っている、地球温暖化対策計画の策定、これがイコー
ル県民計画だというふうに今考えていますが、ここに挙げているのが3つほど
かなり、大ざっぱにくくっている部分なんです、この部分を県民計画の中か
ら、もうちょっと細かい文で落とし込んだほうがいいというようなことでしょ
うか。

高木委員長

それでよろしいですか。

県民計画の例えばアイウのイのところ、目的を達成するために必要な温暖
化対策というものの中で、例えば公共交通機関や24時間とか、そういうような
ことを計画の中でちゃんと考えていくよということを、そこで明文化すればそ
れでよろしいのか、それとも2章の計画とは別に、県がやるべき対策としてそ
ういうようなことを別立て、要するに骨子に近い形でやるべきかというご質問

だと思いたが。

橋爪委員 ちょっといいですか。

高木委員長 はい。

橋爪委員 ぜひ書いたほうがいいんじゃないかなと思います。かなり丸めてしまうと、いろいろの意図が見えなくなってくるので、せっかく議論したものが、こういかたちの条項になってまとまったときにわからなくなってしまうと。

ちょっと私はこんなことは言えないんだけど、各地の説明会に行ったときにいろいろなことが分かるように書く。少し余分かもしれないけれども、県民に分かるように書くということをこの際お願いしたいなと。多分イとウの中に、その他地球温暖環境対策を推進するために必要な事項という、ここにみんな入っているんだろうなというのは分かるんですけど、その中でやっぱり我々のポイントとしているようなところは、何々等というような形でこの中に入れるんでもいいし別立てでもいいので、やはりこのところをもう少しブレイクダウンしていただいて、この中の要点を入れていただけると、今まで議論してきたことがはっきりしてくるんじゃないかなと思います。

高木委員長 橋爪さんは、2章の7の(2)のイのところ具体的に書けば、それではっきりするから。

橋爪委員 ええ、イとかウにね。

高木委員長 イとかウにね。それで黒沼さんは、計画のところで書くんじゃないで、別立てで書いてほしいということですよ。

黒沼委員 そうです。というのは、多分これは計画の策定ということなので、事業者いろいろな計画書を出してくださいということで、その策定というものの概念は策定までで、実行するというのはものすごく根気が必要で、非常に例えば自然エネルギーについても、公共交通の政策を体系化して実施するというのは、ものすごく長期的な展望でしかもほんとに暮らし方を変えてしまうような非常に重要であり、経済的な裏付けが必要な、そういうものですよ。

だから策定どころじゃなくて、実行というところまでいくと、県がどういう展望を持ってやるかというのは、もうそれを抜いてしまったということは、よもやそのところの構想というのは、ちょっと及び腰なのかなと思われても仕方がないような。このア、イ、ウの中に入れてしまえば、そういうことになってしまいますよね。

だけどちゃんときちりと別立てでやることによって、非常に難しい重要な部分を、長野県はやるんだということを見える形でここにアピールすることで、私はもう一回再度提案したいと思います。

高木委員長 はい、どうぞ。ちょっとお待ちください。

木曾課長 先ほどからくどくてすみません。2章7の計画というのは、県全体の計画ということでもう一度言いますが、事業者がつくる計画ではありません。

高木委員長 もちろんそうです。それはわかります。

木曾課長 それから、その中で県がやっていこうという項目を、ここに例えば書くとすると、この条例で挙げてきております事業者に対する計画の提出とか、24時間に対するうんぬんとか、自動車に自動販売機、それから公共交通とかという部分を条例自体で示していますけれども、ここに再度一番重要事項として書き込んでいくという格好になるわけですか。

橋爪委員 それはいいんじゃない。それはもう。

諏訪委員 それはいいんじゃないかと思います。むしろ問題は、例えば骨子の4ページ「4 県による地球温暖化対策」のcの下の部分に、「県は、公共交通体系の整備に取り組む」というような義務付けが、現在の要綱の中では落ちてしまったりしていますね。
こういうような抜けはないような形になれば、私としてはいいんじゃないかと思います。すみません、問題のレベルが出てきちゃったかもしれないんですが、私としてはどこに書くというのは、県が率先したことがどこに書かれるか、条項の中のどこに書かれるかというのは、それほど気にしていませんが、こういった義務付けの部分ですとか、それから ように、そして例えば再生可能エネルギー導入する、活用するというのは、要綱の再生可能エネルギーお利用でちゃんと扱われているので、これはこれでいいと思います。
そうじゃない抜けない部分という、この きちんとしたらという提案です。

高木委員長 さてと、どうでしょうか。
ちょっと頭を冷やすために、休憩をいただいてもよろしいでしょうか。僕も、3ページで既に頭がぱんぱんになってきて、ただここであんまり休んでいると5時までに12ページまで行くのかなと、大変不安なんです。ちょっとあまりに議論が白熱してしまって、ちょっと休憩を入れた方がいいような気がしますので20分まで休憩をして、その後なるべくスムーズに行くようお願いいたします。

(休憩)

黒沼委員 だって、総体的に見て6台、7台持っている人を、それを1台でも減らしましょうという提案なのに、そんなに一挙に原付き自動車にいっちゃったら、これはね。

事務局 もの考え方のいろいろな方がいらっしゃるので、化石燃料がいけないと言

うと、原付きの燃料だっていけない、ガソリンならいけないという話になっちゃう。そういう人もいますよね、考え方で。

だから大きいより小さいの、小さいのをそうやってやっていって、その乗り換え、シフトしていくというのが、それでも減らすだけという目的であれば、是とする人もいると思います。ですからそこは、主義主張の相違点で、そこをどういうふうにやっていくかということになるかもしれません。

黒沼委員

だって現実に山坂があり、しかも山間部で6台、7台持っているという、家族全員1台ずつ持っているという、そういう長野県の状況の中で、そのときに自動車とじゃあ次、原付きをなくしましょうというのでは、これは一度に行きすぎてしまって、やっぱり反感を食らいますよ。

だから……。

事務局

考え方で、どこまでいくかという問題だと思うんですけどね。バイクだっていいじゃないかと。いや、雨降ったら困るから、じゃあピザ屋のバイクみたいな屋根の付いたのならいいのかとか、程度問題だと思うんですよ。

だから義務じゃなくて、努力義務という形でできるところでやりましょうという話だと思うんですが。

牧内委員

この前飯田でも出ましたけど、山坂ばかりで自転車が不可能ですから、自動車の場合にバイクを使いましょう、そういう運動をやったらいいと思うんです。それが現実論だと思うんですね。

黒沼委員

そうそう。それでも相当CO₂は削減できるということでしょう。

事務局

静岡だって、ヤマハのおひざ元だから、皆さん、通勤がバイクなんです。

黒沼委員

そうそう。だから一家で10台持っているとしたら、1台だけ減らせば相当な。それを年間でトータルしたら、相当な削減になるのではないかとということ。

事務局

そうですね。だから台湾みたいにバイクでダッと行くような……。

高木委員長

もう、議論は始まっているようですが、再開をさせていただきます。

先ほどのところなんですが、検討委員の皆さんは、骨子のときの県による地球温暖化対策、それは率先計画としての、要するに県の施設に対してのということもあるし、県の施設でない外部に対してのということも、最低限何らかは載せてほしい。

かなり何人もの人は、地球温暖化対策計画の中で書くんじゃなくて、その外でしっかりと書いてほしいという方が何人かいらっしゃるわけです。それで、どうしたら、どういう書き方なら、事務的にできるんですかということ、ちょっと伺いたいんですが。

木曾課長

すみません。今の件は、2章の7の計画のところではなく、県の責務として

5として挙がっている部分に、順番が変わったから言うんですかね。県の責務のところ、失礼。3ですね。県も責務のところにより具体的な施策まで踏み込んで。

高木委員長

いや、県の責務のところを書くのではなくて、2章の地球温暖化対策計画等と書いてあるけど、こここのところで、県による地球温暖化対策というような書き方をして、その中が、地球温暖化対策計画という項目と、それから、もう一つ、県が進める温暖化対策という項目があって、県が進める温暖化対策のところに、率先計画の部分もあるけど、外部に対して県が主導的に立って、リーダーシップを取って進めていく対策というのがそこに書き込まれるというのがたぶん理想的な姿。

諏訪委員

そうしますと、京都（府）の状況を見ますと、4ページの部分で、府による地球温暖化対策ということで施策が強調されておりますので、恐らくこのイメージかと。それに続いて、温暖化対策計画というものが記載されておりますので、これは、今あるものがそのまま生きてくるのかなと。

上條委員

京都（府）のイメージでいいと思うんです、今おっしゃられたように。というのは、計画は意見を聞いたりというようなことで、ちょっと手つきが重くなっているんですよ。だもので、なかなかそこへ盛り込む場合には、手続きを踏まなきゃいけない、そういうことがあるので、そこを待ってやるべきことではないと思うので、まず、やっぱり京都（府）の例にならって、地球温暖化対策としてこれだけのことは最低やるんだよということは、やっぱり7項の前に項目を立ててやった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

高木委員長

ちょうど京都（府）が出ているので、なぜか皆さん、京都（府）を見て、大阪（府）はあまり見ていないですけど、京都（府）を見ているので、京都（府）のイメージ、京都（府）だと4ページの頭は、府による地球温暖化対策と書いてあって、その中にいくつかの項目、その中には率先計画もちろん、率先実行計画も書いてあるけれども、そして、推進計画も書いてあるけれども、府による地球温暖化対策というようなことで、こういうことを県は進めるんだということが、これは当然外部に対してだと思いますが、書いてある、こういうイメージを皆さん、どちらかというイメージされている。それがどうしても何かの理由でだめだというならば、推進計画の中にそれを入れ込むという手でもいいですよという方もいらっしゃるというのが、今の委員の意見だと思います。

可能ですか。

木曾課長

4ページの、府による地球温暖化対策というようなところでの、この枠組みと同じような格好で、県は何をするかという部分を列挙した方がいいというご意向ですか。

黒沼委員

列挙というか、この・・・。

高木委員長 だから、元は、骨子にはそういうふうな形になっていたもので、順番が変わるとか、どうしても上位の条例である（環境）基本条例との関係があるので、ここはちょっとそのままは書きにくいということがあつたら、それは文章にまであれこれはおっしゃっていないので、骨子をベースにされれば分かりやすい。

事務局 わかりました。ここの計画の前ですね。計画の前の部分で、県は何をやるのかということ骨子の中で言っている部分について列挙してみます。

高木委員長 はい。

諏訪委員 その上で、例えば、上條委員から大きくご指摘のあつた、財政上の措置に関してなんですけれども、何に使うのかという部分について、立てるといふか、表現を明らかにした方が、例えば、県民の意見に対しての応答にもなっていくのかなという考えを持っていますけれども。

高木委員長 もちろんこの条例の中で書き込むいろんな施策があるわけで、その施策に対して、どれが重要で、どれがどうでもいいということを書くわけではないけども、特に重要と思われるものは明記をした方がいいという意味ですよ。

諏訪委員 はい。そして、そうすることによって、環境基本条例における財政上の措置とはまたちょっと、個別具体的な財政的な施策であるということが分かるようにするというのが目的です。

川妻委員 もしそれをあれするんでしたら、それができれば賛成です。そうすると、何を優先すべきかということ、もう一度ここで議論しなきゃいけないわけです。県の方に何かを入れてくださいということじゃなくて、財政上の予算をつけて、今現在でもこの条例の中にこの予算をつけるんだということに入れるんならば、それはみんなで議論して、これを優先しなきゃいけないということになる。そうじゃないと、何か入れようとしているということについて、どこかへ入れてくださいということ、これを県に預けてしまうと、この意思とはちょっと違ってくるでしょう。

だから、諏訪さんがおっしゃるのはよく分かるので、それだったら、ここについてはぜひつけるべきだと、それにみんなが賛同すれば、それはその中に織り込まれる可能性が出てくるという、そういうことじゃないでしょうか。

高木委員長 でも、それは何をというのは、再生可能エネルギーの話と公共交通の話と24時間・自販機の話というのが、骨子のところからずっと、3つだけ特別扱いで出ていますから、基本的にはそれでよろしいのではないかと。

川妻委員 ああ、そういうくりだからね。それらについてはそれでよいです。

諏訪委員 もちろんそれだけということではなくて、特にというような感じで。

高木委員長

もちろん。

川妻委員

それだけというのはちょっと引っ掛かる。

高木委員長

いろんなことをやらなきゃいけないけど、特にこういうことを意識して県は頑張るんだというような意思表示みたいなことができるということでしょうか。

牧内委員

そういう表記って、条例に馴染むんですかね。やっぱり実行のための担保として財政措置ですとか、調査・研究というふうに位置付けていければいいと思います。そこから先は、やっぱり実行の中で点検をして、常に検討していくべき問題だろうと思います。

高木委員長

そこが、条例を作ったことのない者にとってすごく不安にというか、分からない点なんです。だから、それが書けるんですかという話がさっきから出ているわけですが、どうですか。

岡本委員

ここで、地球温暖化対策計画というのが、いつも言っている県民計画に当たるものだというふうなことでいいわけですよ。という具体的な言葉が書いてあるわけですから、例えば、骨子に戻って言うならば、骨子の(g)とか、(h)とかいうところで、「県は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに」みたいな書き方が書いてあるんだけど、これもまたぼやけてしまうから、もうここで、地球温暖化対策計画を進めるためにとかというふうに、具体的にこの計画を進めるための財政的な措置であったり、制度の研究であったりというふうに書いておけば、県民計画の中身で、また時の順位制だとか、そのときの優先順位のつけ方だとかということがおのずから決まってくるのかなというふうに思うんですね。

だから、せっかく地球温暖化対策計画というふうに特出ししてあるのに、このところで「対策を総合的かつ計画的」、ほとんど同じですよ、活字は。「に推進する」と書いてあるのを、もう具体的に、「地球温暖化対策計画を推進するために必要な財政措置」というふうな書き方をしたらいかがですかね。

高木委員長

今の岡本さんのご意見だったらば、条例上でも問題はたぶんないんでしょうか。ないんでしょうね、きっとね。

そうすると、具体的なものは直接的には県民には見えないけど、事業活動における地球温暖化対策のところ、それらのことというのはある程度書いてあるので、というか、そこでしっかりと書いてあれば、はっきりするのかなというような意味ですよ。

どうでしょうか。その辺のところは、ある程度落とすところとして、ちょっと幅がないとしょうがないので、実際にそれが書けるかどうかということを検討していただいて、かなり大幅な修正になりますので大変なんですけど、それでいきなり委員長一任というのは、この項目にはちょっと難しいと思いますの

で、皆さんに見ていただいて、最終的には一任をいただいて検討しておくということになるでしょうか。時間がとにかく1週間しかないのです。

橋爪委員

条例について、非常にちょっと私たちも分からなくて。京都(府)、大阪(府)のものを見てみると、条例の下に説明だとか、趣旨だとかいうことで入れてありますよね。条例だけだと、やっぱりどうしても難しくなっちゃうので、そのバックグラウンドになることを書いてあるので、こういう形では出せないんでしょうかね。もし出せるとすれば、かなりそのところ、条例は条例できて、そんなふうには書けるんじゃないかと思ったんですけど。

木曾課長

条例ができた場合には、それをやはりここの本意とするところはどこかということで、解説書とか、そういうものができるのが1つ。それから、もう一つは、一般に知らしめる、例えばパンフレットとか、リーフレットとか、そういうものを作る場合には、ちゃんとその辺を説明した中での考え方というのは出していきますから、ここに入れてきた要綱から比べれば、もっと肉も厚くなりますし、解説もちゃんとできていくと。考え方自体を述べていけるところはあります。

橋爪委員

それも1つの案じゃないんですかね。

高木委員長

もちろんこの大阪府のものは、「条例について」という説明資料ですし、京都府のこれも説明資料なんですね。これが条例そのものではないですよ。ですから、京都(府)の場合でも、条例そのものは、説明というのはたぶん全部抜け落ちた形で出る。だけど、それと一緒に、これは何、何なのということが、こういうふうに説明が書いてあると、ずいぶんすっきりする、分かりやすいことは間違いないし、書きやすくなるはずなので、それを使うという手もある。

木曾課長

条例はまさに骨だけです、本文に残るのは、ただ一般向けという意味での、本音のところをいろいろ説明していくという部分は、条例をより多くの方に理解いただくためには当然必要なもので、京都府とか大阪府のような格好での説明書きを入れたものを作っていくべきだというふうに思います。

牧内委員

ちょっと確認なんです。これは、京都府のは、今県で言うところの要綱のレベルですか。

木曾課長

いや、これは・・・。

牧内委員

もっと前の骨子(案)ぐらいのレベルですか。つまり、率先計画みたいなのは、関係として載っているのか、単独で載っているのかということで、その辺はどうでしょうか。

黒沼委員

載っているんですよ。もう素案でちゃんと骨格が書いてある。

木曾課長 素案というところなのですが、何条、何条と入っていないので、今のうちの要綱のレベルとほぼ同じことです。

黒沼委員 要綱ですよ、これね。

牧内委員 つまり、解説をするときに、再掲として今まで県で言うところの骨子としてまとめていますよね、県の取り組みのところ。そういうふうにして、これも同じように再掲をして、ひょっとしたらあるのかなと。条例の体系とすると、やっぱりダブって出てきちゃいますから、整理したいというのは当然あるわけなので、その辺、どうなのかなという確認をしたかったんですが。

木曾課長 京都府に確認は取っていませんけど、この書きっぷりの並びからすると、今うちの方でやっているこの要綱と同じレベルでのまとめかなと。ちょっと確認します。

高木委員長 ということで、一応、もちろん今ちょっと話が本体から離れて、説明文章みたいなことになっちゃっていたりするんですが、一応本体にどこまで載せられるかは検討していただくと。本体にどうしても載せにくい部分に関しては、説明に載せるのでも、それは了承をなるべくすると、委員としては、ということだと思いますので。

黒沼委員 えっ。

高木委員長 でしょう。本体に載せるのが原則だけど、本体にどうしても載せられない部分で、やっぱりここは県民に理解してほしいのは説明のところ載せるしかしようがないでしょう。

橋爪委員 逆に、条項、この要綱を作るときに、説明文まで一緒に作る、説明文と一緒に。要は、私はそれに近いところまで行かないと、たぶん黒沼委員さんは納得しないんじゃないかなと。要は、今まで議論したことが、それぞれの項目に、各章に盛られているということが重要であって、我々、条項よりも、その内容なので、やはりセットのような気がしますが、逆に説明・・・。

高木委員長 でも、最終的に条例として出てくるものは、要綱のものに、第1章とか、第2章とか、ついた形のもので出てきますから、そのときには説明は全部抜け落ちますよ。

橋爪委員 ええ。それはそれでいいと思います。いいと思うというのは、あくまでも条項というのは、県の条例というのはそういう形で出るものだったら、そのバックグラウンドは何をやって、どういうことをやるんだということがあれば、どの程度までというところはありませんけど、程度の問題は。ここでいろいろ議論していてもなかなか進まないような気がしております、そんなように思います。

諏訪委員

説明はとても重要だとは思いますが、恐らく今必要なことは、やはり条文の中にどれだけ盛り込めるのかということが、ぎりぎりの選択を行っているわけで、むしろ恐らく説明ですとか、解釈というのは、この議論の中から生まれてくる部分もありますし、そこを事務局の皆さまはこれから取りまとめになる部分もおありだと思いますので、そこを今から決めていただくというのは、かえてこの意見検討会の趣旨からも外れるのではないかと思いますので、ここではどれだけ載せられるかという勝負をかけていったらいいかと思うんですが。

高木委員長

どれだけ載せられるかを。

諏訪委員

検討していくという現在の流れで、私はいいのではないかなと思いますけど。

橋爪委員

具体的な項目は載せられないわけですよね。こういう、先ほどの条例の中で言うと、総合的に推進するための財政的な措置を取るだとか、いわゆるその次のところも、いろいろな必要な助成、税制上の、それ以上は踏み込めないんですか。踏み込めないというのは、先ほど言ったように、自然エネルギーうんぬんというのを条例に入れるわけにはいかないし、そんなふうに思いますので、この程度のところに入れ込むという、そういうことですけどね。

諏訪委員

その部分に関して、もちろん自然エネルギーというような、特別な分野を特定することは難しいかもしれないということで、岡本委員からも県民計画の推進のためにというようなお言葉をいただいておりますので、そこで取りまとめるのかなと。

そして、それとはまた別のレベルで、もちろん解説、説明が必要なことは非常に重要なポイントですので、ただし、それに関しては、現在今行っているこの、ここで行われている議論というものを基にして解釈というのがだんだん形成されていっていると思いますので、という認識を持っています。

高木委員長

もう一度整理しますと、京都府の書いている4ページ目から5ページ目に相当する、県による地球温暖化対策という項目を1つ作ってくださいと。その中には、県による地球温暖化対策というようなことで、いくつかの項目、挙げられる項目を挙げてください。そして、率先実行計画のことも書いてください。それから、地球温暖化対策計画のことも書いてくださいというようなところで、ただ具体的にどこで、どれだけのこと書き込めるのかに関しては、骨子をベースにして、どこまで書き込めるのかを今ここで議論するのはちょっと無理だろうから、ということで進めざるを得ないのかなと今思っているんですが。

黒沼委員

ですから、24時間営業については、これまでほか、もう既に書いてあるので、もう書かないというんだったら、これはあれですよ。ただ、cの公共交

通への利用転換をするという、整備に取り組むというところは、どこにも書いていないということですよ。それから、再生可能を導入するという、そのところを調査・研究するというようなことも、これも書いていないと。それから、財政上の措置についても、eとfについても書いていないわけですよ。ですので、それを、じゃ、どこに書くかというところで、先ほどからここにということで提案させていただいているわけなんです。

ですので、そこら辺のところをちょっと事務局に、じゃ、その項目を入れ込むのに、一等最初に、一等最後にするのかとか、それはお任せしますので、でも、その項目、皆さんの総意で県がやる項目は重点的にこれなんだということがありましたので、それを入れ込むことをぜひ審議していく、検討していただきたい。

高木委員長

今のお話はできますよね、きっと。

木曾課長

まず1点、京都府の方は要綱レベルと同じということで、うちのものと全く同じレベルということです。

先ほどの、府で言う、今列挙された、各骨子で載っていた部分を載つける場所ということで、先ほど私の が違っているとはいけません、京都府で言えば、9の府による地球温暖化対策と、この列挙の中に入れるのではなくて、それ以外の場所を入れた方がいいと。

橋爪委員

この前にそれを入れるということじゃ。

木曾課長

はい。計画の前のところに、今、先ほど申し上げたのは、府で言えば、府による地球温暖化対策というところでこれは挙がっているので、ここへ主な項目を入れるということなんです。1つは、条例というのはかなり動かすのに非常に、ここの部分へ細かい部分を書き込みますと、方針が変わった際に、また条例を議会にかけて変えていかなければならないというところで、ここに入れられる項目が細目に渡れば渡るほど、後々の動きが非常に重くなるという部分があります。もう一旦決めてしまえば、それはなかなか方向修正ができない。

規則のレベルでそういう部分をうたわせてもらうに、ここに、規則に定めるというのが何カ所も、この後、読んでもらえば分かりますけども、その中にうたってありますけども、規則のレベルですと議会にはかける必要がなく、県の組織の中でこの部分、やっぱり重くなってきたよねと、こっちはだいぶ体制が進んできたというところで、入れ替えが可能なんです。条例の中に入れるという部分ではそういうところがあります。

高木委員長

ご指摘のことはよく分かります。で、そのことと、要するに何をしたいのかが、県が何をするのが分からないという説明責任の問題とのせめぎ合いですよ。とにかくこれ、説明がなきゃ、一応議論はかなりしたので、出尽くしてはいると思うので。

事務局

すみません。京都府の条例をご覧くださいと、2ページのところなんです。

すけれども、平成 22 年度までに 90%に削減するという数値目標も出ています。ですから、単純に考えますと、平成 22 年度までの条例、その後は変わるのかなということが容易に想像がつくものですから。そうすると、5 年間ぐらいでこういう施策を実施していきますというのは非常に書きやすいんですが、非常に長い間、長野県の条例として、県民計画を何度も改定しながら実施していくときに、細かな施策まで書き込むというのはどうかということで、今、課長も言いましたように、ちょっと内容とすれば検討させていただきたいんですが、その施策で比較的普遍的な内容を持った部分、委員さんたちのご意見も参考にしまして、財政的な面ですとか文言を検討させていただく中で、ちょっと書き込むような形で処理させていただけたらありがたいというように思っております。

高木委員長

それはよろしいですね。それは、たぶん皆さん、ある程度長い期間、10 年、15 年という期間、この条例が陳腐化しないで残れるようなものの、先ほどおっしゃった骨の部分、骨格部分を作るんだということはお分かりいただいているので、50 年というものではないでしょうか。例えば、10 年、15 年というスパンで考えたときに、15 年度に、例えば、長野県の森がなくなっているにしようとか、それから、15 年度に交通はどうなっているのか、そういうようなことも考えに入れて、そのぐらいまではここに書いてもいいよねというようなことは書いていただいてもいいし、自販機・24 時間になれば、ちょっと話は違うのかもしれない。そこはよく分かりません、私にも。ちょっとそこを考えていただいて、非常に無責任で申し訳ないですが、事務局案を作っていただいて、皆さんに見ていただくということにしないと、ここで全部やろうとすると、もう今日はそれだけで終わっちゃいそうな気がしますので、よろしいでしょうか。

川妻委員

いいです。

高木委員長

これ、12 ページまで終わらないですね。全部で 49 あるんですが、今ようやく 9 つ来ました。だけど、10、11、12、13 までですね、これは一連のものだと思いますが、ここに関してはどうでしょうか。事業者のです。一定以上の規模とか、その辺の規則の部分に関しては、時間があれば今日そこまで議論できるといいねという話があったんですが、とてもそれは無理そうなので、またちょっと別途考えます。ただなるべく早く決めないと、いつまでも置きっぱなしにしておくことはできません。

川妻委員

すみません。どこからどこまで。

高木委員長

10、11、12、13。要するに、エネルギーをたくさん使っている事業者に対する話です。

橋爪委員

規則で定めるということになっているので、基本的には国の省エネ法に基づいて、この前話をしたのがベースになるので、初年度は国のベース、翌年からの

分という形でいいですね。改めて確認させていただきますけど。

高木委員長

骨子のところでは、再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含むというのが特出しで書いてあったのが、それがなくなってはいるんですが、これはやっぱり条例の中では書きにくいということに、規則で書けばいいやということでしょうか。

この再生可能エネルギーとグリーン電力の利用に関する項目以外に関しては、国の省エネ法とほとんど同じ内容になるわけですよ。この2項目をあえてわれわれは県独自のものとして付け加えていたわけですが、それは、規則で書くからというふうになれば、それでいいかとは思いますが。

岡本委員

そういう認識ではいられるんですか。

事務局

様式も押さえなくてはいけないという中で、そのままの項目の中にこういったものは組み込んでいくという考えで、条例上の条文には出していないという形です。

高木委員長

それはよろしいでしょうか、皆さん。

諏訪委員

それこそ説明の部分で補足していただければと思います。

高木委員長

様式を定めるというのは、どこかに書いてあるんですよ。今、もう字が読めなくなっているけど。

事務局

すみません。この本章自体には書いていないんですが、計画書とか、実績報告書とかという、その書類を出させるので、その様式は、規則なりで定めるようになると思います。

橋爪委員

様式についてはむしろいろいろ出ているのは、国で定める様式とまた違った様式を定められては困る、二重手間ということになってくるので、国の様式をベースにしてという形でいいわけですよ。

高木委員長

全く同じではないけど、基本的にはなるべくそんな無駄な労力をかけさせることは目的ではないので、ほとんど同じで、最後にちょこちょこっとその部分を、別項目を書き加えればいいみたいにすれば、そういうことはできますよね。

事務局

そういうイメージです。

橋爪委員

ですから、最初、1,500 k 以上の事業者を出しますので、大体それに従って2年目以降は出してくれればいいということで見れるわけですよ。従って、初めてやるというのじゃなくなるので。

高木委員長

じゃ、10、11、12、13、これ、そんなところでよろしいでしょうか。

14、15、16、17、18、19番が24時間です。

黒沼委員

どこまで？19まで。

高木委員長

19まででしょうか？19まで。

事務局

14から17は、一般の事業者と同じルーチンで24時間、自販機ということになっていますので。

高木委員長

じゃ、17までで切りましょうか。14から17、特定事業者と同じように24時間、24時間をどうするというのは、今日はできそうもないので、ちょっと別途です。24時間は何なのというのは、また別の日に。

宮本委員

これは、コンビニはもう全く入らないんですか、24時間のに。

高木委員長

何で。

宮本委員

すみません。まだ規模とかは決めていないからいいんですけども、この対象としては、コンビニは小規模な事業者になるんでしょうか。

高木委員長

それは、今日ちょっと議論すると大変なので、すみません、次回のときにコンビニの扱いをどうするかはちょっと考えましょう。いいですか。14から17。じゃ、18、19、協定の話です。よろしいでしょうか。この協定を結んだりするときの対象者が知事になるのは、これはもう条例の性質上、これでいいわけですね。

事務局

はい。

高木委員長

そうですね。環境審議会なんかでも知事、知事とあまり出すなというお話もいただいていたので。

木曾課長

代表ということになれば、知事と関係者というような格好での、長野県という立場になりますから、長野県知事になるんじゃないというふうになっていかないとおかしいと思います。

高木委員長

そういうことですね。わかりました。

上條委員

長野県の県の対象じゃないかね。地方公共団体の長が機関として受けるということになるんですかね。

木曾課長

一般的に県の場合には、長野県知事が代表として契約を結ぶというやり方です。例えば、会社の場合にも、何々株式会社代表取締役何々というのが代表権を持って契約行為をやるのと同じ考え方かと思います。

上條委員 長野県代表者知事 なんだけど、でも、受ける主体は長野県じゃないの。それは、代表行為をするのは知事なんだけどね。

木曾課長 もちろんそういうことで、いろいろな行政行為をやっていく場合にも同じです。代表何々というのは、長野県として、例えば、行政処分やなんかもそうですし、外との契約行為もそうですし、そういうことです。

高木委員長 よろしいでしょうか。
それでは、交通の話で、20 と 21 だけに切りましょうか。

黒沼委員 なぜこの使用抑制になったのか、ちょっと説明していただきたいと思いません。

高木委員長 もうちょっと具体的に聞かれた方がいいんじゃないですか。

黒沼委員 私の記憶では、ここのところは散々議論と、それからあと、説明会で皆さまの、県民のご意見を賜ってきたと。そこで、やはり圧倒的に多かったのは、公共交通の利用促進だけでなく、その整備に当たってほしいというご意見があったわけです。それで、前回の検討委員会で、そのことについて一言入れたわけなんですけど、それがまるっきり変わったという事務局の経過を教えてくださいたいと思います。

事務局 これにつきましては、飯田の説明会のときに、当初の骨子の案では、公共交通機関の整備を図るでしたっけ、利用促進をするでしたっけ？ すみません。

黒沼委員 63 番ですか。

事務局 「自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を図る」ということになっていたんですが、飯田の説明会のところで 62 番の意見、これは資料 1 の 13 ページなんですけど、62 番に、これは、要は自転車への利用というものを目的とする条文なのかという、そういった意味の質問が出たと記憶しています。
最終的に行き着くところが自転車への利用転換ということではないなど。これはあくまでも手法であって、こういった手段によって自動車などの使用抑制を図るといのが最終的な目的ではないかなというような考えと、それから、京都(府)も同じような形での書き方をしているということで、自動車から自転車への利用転換等を図るといのが最終的な目標ではないのではないかなというのが事務局の考え方です。
それに伴いまして、県はそのために公共交通体系の整備に取り組むという文言もあったんですが、これも、いわゆる手段の方の話になると、これは施策の分類に入ってくるんじゃないかということで、使用の抑制ということが目的になれば、これは具体的な施策の方で生かしていく方が合っているんじゃないかということで、こういうふうな文章にしました。これは、もちろん事務局の案

ですので、皆様のご意見をいただきたいというのが正直なところではあります。

それから、もう1点続けまして、ちょっと今黒沼さんの質問とはまた別なんですけど、(2)の方ですね。マイカー通勤の規制ということで、自動車の使用抑制という中に入れてあります。これもついでに説明をさせていただきますが、内部で議論していく中で、努力義務で一定要件以上の事業者には計画書の提出をさせるというのが、どのくらい意味があるのかなというのと。また、それと、出てくる事業者と出てこない事業者がたぶんいるだろうと。そういった場合、対応がまちまちなのに、県はそれをもって何をしようとしているのかというのが見えないんじゃないかと。出す事業者と出さない事業者がいるとですね。ですので、こういったものの提出を求めるものについて、努力義務ということではあまり効果が認められないんじゃないかという議論が内部でありました。

そうなってくると、努力義務ということでもいいというのが前提でうちの方は考えたんですが、今の要綱の案のように、非常に単純な文言になってしまうので、これについても併せて皆様のご議論をいただければありがたいと思っています。

事務局の考え方は、そういう考え方です。

高木委員長

原動機付き自転車のことは2人とも触れていないのですが、これ、京都(府)のものと同じ形のもので、原動機付き自転車というのは、いわゆる自動車の中にオートバイが入る、でいいですよ。いわゆる原チャリと言ったり、50 ccのバイクに相当するものを少しでも減らそうということで、原動機付き自転車がここに入っているという形です。最近だと50 ccのバイクと、本当の原動機付き自転車という、電動のタイプの、ああいうのが入ってきて、あれの使用の抑制に努めるのかって、あれの使用を増やすんじゃないのかという意見もたぶんあって、ちょっと違和感があると思いますが、その辺を、じゃ、説明を。

事務局

すみません。そういった自動車よりも原動機付き自転車の方が当然ガソリンは少なくて済むということなので、その辺の取り扱いにつきましては、ちょっとページをめくっていただいて、7ページの24番に、ちょっと文言的にはうまく20番とつながらないんですが、環境性能に優れた自動車等の使用、購入ということで、自動車等、これは原付きバイクも入るんですが、これを使用しようとする者は、環境性能に優れた自動車、つまり排出量が少ない自動車等を使用するように努めなければならないという選択は、少ない方を選ぶというような努力義務をこちらの方で読み込めるんじゃないかなと。そうすれば、一斉に使用を抑制するんじゃなくて、その中でも、例えば、公共交通機関を利用するという手段もあるし、それから、ハイブリッド車を利用する手段もあるし、原付きバイクも利用する手段というのも選べるんじゃないかなというのがうちの方の考え方です。

黒沼委員

いいですか。もう散々ここで議論したので、事務局の方は聞いていらっしやらなかったんだなと思って、非常に残念に思うんですが。というのは、長野県は、日本の全国の中で、群馬県の次に道路における自動車占有率が高くて、私、ちゃんとしたデータがなかったんですが、約60%ぐらいを占めるんじゃない

かという、それで、長野県はやっぱり中山間地であり、自動車に依存する、そういう生活スタイルが非常に多いと。それで、やはり固まっている都市部と、それから、山間部の郡部と、別の体系を考えなきゃいけないんですけども、一家に6～7台もあるところが非常に多いと。

それで、車に依存しないためには、使用抑制という、こういう条例を書いたって、全然絵に描いた餅になるということで、それで再三再四言ったわけですよ。それには、やはり公共交通体系をつくらなきゃいけないと。しかも、それは、非常に総合的にやらなきゃいけないと。合併した市町村は、もう本当に困っていて、山間部と都市部をどうやってやるかというデマンド交通だとか、いろんなところで工夫されていると。だけどそれだけでは収まらなくて、都市部の広域のそういう交通体系が今必要になっているということで、非常に困っているわけですよ。それで、県としては、じゃ、広域のそういう体系をつくりましょうという、そういうところで、皆さん、この間、話し合っただけで、公共交通の整備ということをやったわけなんです。

今日、資料でやっていただいたんですけども、国土交通省でもお金を出すからということで、たぶん中山間地の長野県とか、群馬県で、これを利用してくださいということで、メールに添付して送っていただいたわけなんです。その中に、公共交通の利用促進に対する支援制度をモデルとしてやりたいので、長野県はどうですかということもあります。それで、ただ使用を京都のように、地下鉄もあって、公共交通が非常に充実しているところと違って、長野県のように、さっきも言ったように、やっぱり1人1台の車に頼らざるを得ないような、そういうところで率先してやりましょうということで提案したわけなんです。

ですので、やはり使用抑制なんていうやる気のない条項を作るんでしたら、これで私は全然構いませんけども、一步でも二歩でも進めたいということであれば、やはりもう1回こここのところを、せっかく、私なんて何十遍とやった、皆さんもそうやって関わってきたので、そここのところを、前のに戻していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

高木委員長

今のお話は、自動車等の使用抑制の、どちらかという、今、ここから抜けて落ちた部分の、県がそのために公共交通体系の整備に取り組むというのをしっかりと書くべきだというお話ですよ、まず、基本的に。

黒沼委員

そうです。

高木委員長

だから、ひょっとして、さっきの県による地球温暖化対策のところ、交通体系の話が出てくれば、それは満たされるわけですよ。そうですよね。だから、そこに書くか、ここに書くかはどっちでもいいのかもしれませんが、まず、それは、公共交通体系の整備に取り組むということは入れてほしいというご意見なんですけど、まず、そこに絞っちゃうと、いかがでしょうか。それは、入れられないことはないんでしょう？ できますよね。じゃ、それはたぶん入れていただけるということで、じゃ、それはいいと。

問題は3つあって、原動機付き自転車というような言葉の問題が1つ。それ

から、もう一つは、(2)の「事業者は、その従業員が通勤のために使用する自己所有の自動車等の抑制に努めなければならない」というのと、前の骨子での「一定要件以上の事業者は、定期的にマイカー通勤から出る実績報告書を出して」というのとのギャップの問題ですよね。

だから、2つ。最初の方は、ただ、言いたいことは皆さん同じで、要するに、分かりやすく言えば、クラウンよりはカローラ、カローラよりは何とかというふうに、よりCO₂の排出量の少ないものへ乗り換えようよというイメージで言っていて、そこに原動機付き自転車という言葉が入ってくると違和感が非常にありますよという指摘だと思いますが。

それで、そっちは言葉の問題なので、たぶん共通認識できていると思うので、ちょっと今この場で考えないで、後で考えるということで逃げさせてください。ちょっと時間がかかっちゃうと思うので。問題は2の方だと思います。骨子のときの7ページの(2)の部分で、ここにこうなっている、それでいいのですかということはいかがでしょうか。

橋爪委員

何とも言い難いなと思って聞いておりましたけれども、一定規模以上の事業所という形でわれわれは考えていて、これをやる場合には、いろいろな国の法律等、通勤途上災害だとか、そういう観点からいろいろなことを検討して、長野県からそういう法律も改正したり、いろいろして、発信していこうよというふうなことがあったと思うんですけども、これだとそれがなくなっちゃうかなというふうに思うし、もともと努力義務なものですから、こういうふうにしかならなかったのかなと。一定規模以上と言って、努力義務というふうにはやっちゃうと、こういうふうにしかなると書けないというのも分かるような気もするんですけども、先ほどの県の事項じゃないんですけど、やっぱりこの件については、少し長野県から発信していてもいいんじゃないかなと思っていますけどね。

黒沼委員

私もそう思います。

橋爪委員

どちらの方に入れるにしろ、だと思っています。

高木委員長

長野県から発信した方がいいというのは、骨子、たとえ努力義務でも骨子のような形にした方がよろしいと。

橋爪委員

骨子のような形にするためには、逆に言うと、行政サイドも一緒になって、我々がいつも言っているのは、通勤途上災害だとか、少し真っすぐに行かなくて、こっちに寄ったから、通勤途上災害にならないとか、要は行政で細かいことをごちゃごちゃ言うからいろいろなことができないんですよ。できないというか、2人乗った、3人乗ったで。長野県の状況からすれば、公共交通機関というものの整備といっても、限度があると思うんですよ、採算だとか、いろいろから言えば。

そうすると、相乗りというのができるようなこと、その相乗りをするためには、先ほど言ったようないろいろなことについてぜひ検討していかなくちゃいけ

ない。そういうことをぜひ検討をしていきたいという意図がこれのときにはあったので、その意図がなくならなければ、私はいいと思うんですけども。

事務局

このマイカーの部分は、エネルギー消費量の多いところで、様式の中で、先ほど出た再生可能エネルギーとか、そういう部分で努力させたらと、項目に加えたらどうかという部分もありまして、自由選択の中の選択肢としてという、全く努力義務でなくなって、ただ項目だけを残しておいて終わりという、そういう気持ちではないことは確かなんですけど、でも、足りないということであれば、

橋爪委員

ちょっとそこら辺で、先ほどの条例の説明文じゃないんですけども、何かその意図が消えないようにどこかに入れておいていただければ、この条文でも私はいいと思うんですよ。要は、そういうことについて取り組んでいきましょうということなので、一定要件とやって努力義務という、何か変だなと。やっぱり一定要件という、それはそういうことを県内の数社の企業で率先してやりましょうという意図がここにありますというふうにくんでもらえればいいかなと。

高木委員長

とすると、例えば、さっきは、県はそのための公共交通体系の整備に取り組むというものを復活させようという話をしていましたけど、公共交通体系という言葉ではちょっと不足していて、公共交通体系の整備も必要ですが、例えば、通勤のための自己所有の自動車の使用抑制に関わる体制の整備も必要ということになってきますよね、例えば、労災の問題とかというようなことが入ってくるならば、

橋爪委員

そうなるけど、県の権限じゃないから。一緒に働きかけるという話に。

黒沼委員

例えば、カーシェアリングの問題だとか、相乗りというのものも、やはり自動車を削減する、マイカー通勤を削減するという、そういう中で、1つの全部の体系としてひっくるめて、検討して実施しないと、一度にやらないと、これはもう本当に無理ですよ。

ですが、このところは全然そういう施策の中で言うといったって、やっぱり長野県の実情に合わせて、とにかく企業のマイカー通勤を削減しなければ、やっぱりそれはよくないということで、これは企業の側もたぶん望んでいらっしゃるのだと非常に思うんですよ。それを具体的に、もっと側面援助し、イニシアチブも取って、具体的にどうやってやるのかというところ、明記されなければ、これではどこの県とも同じですよ。

高木委員長

だから、例えば、「事業者は従業員の通勤のために使用する自己所有の自動車の使用抑制に努めなければならない」の後に、例えば、それを県が支援するよというようなことが書いてあれば、だいぶ変わるということですよ。

黒沼委員

変わりますよね。

高木委員長

ということですよ。使用抑制、事業者だけじゃ絶対できないので、それをちゃんとサポートする体制、どういうサポートがあり得るのかというのを研究しなきゃ、今答えが出るようなものではないですが、もちろん公共交通の体系の整備というのもサポートの1つではあるけど、それだけじゃだめなので、じゃ、どういうことが必要なのかということを書き込めないかというご意見だと思います。書き込めますかね。ここに書けとは限らないよね。県の責務になる、県がやるべきことだから、ここに書くのがいいのか、それとも、県としてまた別途まとめるのがいいか、それはちょっと確認しませんが、ただこの20番の(2)に書いてあることだと、たぶん何も心にも打たない文章であることは間違いないので。

川妻委員

このところはなかなか難しいことであることは間違いないし、どうやればということはないんですけども、全体のこれまでに議論した流れや、このあれからすると、骨子の方にあるような表題の第4章であれば、やっぱり交通・自動車利用における温暖化対策というふうにすべきだし、その中で、自動車から公共交通への利用転換を進めるという項目も、大きな項目として骨子のところにあったわけですけども、それをに入れて、県民、事業者、行政が努力するというのを入れながら、個人、法人としても、それから県民としても、使用抑制というか、転換という方へ目を向けていくということがやっぱり入っていかないと、まずいんじゃないかなというように思いますけどね。

ちょっとちなみに、ご存じでしょうけども、私のところが住んでいるJRの小海線も2年後には、ディーゼルをハイブリッドディーゼルにして、それで全国唯一の環境に優しい鉄道にするんだというようなことを打ち出しているんですけども、各鉄道や、それからバスでも、やはり環境対策を進めて独自性を強めるということもあるでしょうし、流れとしては、やはりこれ以上自動車に頼っているところから脱却するというのを何らかの形でこの条例にも含まないと、使用抑制という、それが温暖化対策だということでは、ちょっとこれまでの説明会の議論や私たちの議論の中でも方向性がちょっと見えないというふうになってしまうので、これは、それによってどこまでできるかと詰めていくとなかなか即座には難しいんですけども、やはりこの温暖化条例は何かの対処療法ではないもので、そういう文言をきちんと明記していくと。その中に、個人としては極力使用抑制ということが部分的に入ってもいいと思うんですけども、やはり転換というところが温暖化対策の柱になっていくと入れるのが筋ではないかと思います。

高木委員長

という、いかがでしょうか。いろんな壁があるのはわかるけど、この20番の文章の、特に(2)の方、(1)は言葉の問題だとしても、(2)の方のこの書き方だと、あまりにシンプル過ぎるのではないかという意見が多くて、先ほど一定要件以上の事業者が出す、事業としての温室効果ガスの削減のところ、マイカー通勤の項目が入るとするのは非常に心強いお言葉で、もともと私や黒沼委員はそのことを言っていたんですが、いつの間にかこれが分離されて別項目になっていて、どうやってリンクさせるのかと悩んでいたんですが、最

後の最後に、それを一緒にしていただけるというのは非常に、ひょっとしたらすごく効くかもしれない。ただ、このままだと、要するに、県の温暖化条例の話が出ているときに、例えば、24時間とか、そんなことばかりが出てきていて、24時間はもちろん重要じゃないとは言いませんけども、ひょっとしたら、マイカー通勤というのもキーワードとしては非常に重要なのが、この要綱にあったら、全くどこからもなくなってしまいますので、それはちょっと残念だという気も若干することはするんですね。

だから、そういう意味では、どうでしょうかね。県がバックアップするよという言葉がぜひどこかに入れてほしいということと、利用転換あるいはマイカー通勤というようなキーワードがどこかに入る場所をつくれないうかという、たとえば自動車等の使用抑制のところを、マイカー通勤や自動車利用からの利用転換というような項目にするだけでも全く意味が変わってくるような気がしますし、いろんなことがあってできない部分もあるかもしれません。ちょっとその、残り30分になってきていますので、ちょっとそれを検討していただくということで、宿題ばかり増やしてすみませんが、進めさせてください。まだ半分終わっていないんです。

よろしいでしょうか。22から23がアイドリング・ストップですが、ここで少しイメージが変わったのは、信号のアイドリング・ストップというのはなくしたというか、すべてのドライバーはアイドリング・ストップの実施を徹底するというのが、信号のアイドリング・ストップも入ってくるので、そうじゃなくて、駐車するときというようなことでアイドリング・ストップということで書いてきたそうです。よろしいでしょうか。

今、もうどんどん時間がなくなってきて、かなりせいて進めているので、いづれにしる積み残した部分というか、もう一度皆さんにメールで見えていただかなきゃならない部分があるので、もし読んでいてお気付きの点は、早めに言っていたいただければ、それはまな板に載るだろうと思いますので、その辺で、じゃ、説明させていただきます。

24、25は、自動車の使用と購入に関する話です。環境情報、24はいいと思いますけど、25の方は、24で変わったのは、購入だけじゃなくて使用という言葉が入ってという話。25のところは、リースが入ったという話がちょっと違うというようなご説明をさせていただいていますが、よろしいでしょうか。県民意見からでは、一定要件以上というのの台数の問題が指摘されていますが、あまり小さいところについて、取りあえずかけるつもりはないと思いますので、それは次回の、細かいことをやる時にやります。

26、27、28のところは、自動車管理計画書ということで、大口の自動車を、たくさん自動車を使っているようなところはこういうことをしなければいけないよということです。これは、骨子のときでは、「一定以上の台数を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況を報告し、使用合理化等を作成し」のものを文章化したものです。よろしいでしょうか。

じゃ、29から。

この26で、「規則で定める台数以上の自動車」というのは、国の法律と同じ、それとも、これはちょっと変えますか。かなり国だと台数は大きくなるんです

ね。350。そうすると、ほとんど入らなくなるので、ちょっと変える。そうしたときには、業界に話をしていないので、この辺のところはちょっと心配だなと思うんですけど。台数で言うと、ちょっと国のあれで言うと、省エネ法でいくとかなりたくさんの台数、大きい台数なので該当しない可能性があるんじゃないかな。

高木委員長

自動車管理。

木曾課長

資料の3のところに、今言った関係の記載がありまして、第4章の26、今言ったところのあれですけど、一番資料3のところに、省エネ法では輸送事業者（貨物200台、バス200台、タクシー350台）という、県内ではちょっと該当するところがないので、この辺はちょっと。一定規模のところでの議論で、またさせていただきというふうに。地方自治体でやっている分は右側に載っていますけども、東京都、滋賀県等々の地域はもっと少ない数のところまで落とし込んでいます。これはまた事務局の方で。

橋爪委員

わかりました。

高木委員長

それは、事務局は認識しているということなので、進めさせていただきます。29、30が、29は使用、購入するときに省エネ型を、30は、販売するときという話です。ちょっと変わったのは、電気機器の話を書いてあったのを、ガス事業者の方から、ガスだって省エネ型のものがいっぱいあるから、それもぜひちゃんと明示してほしいというようなことがあったので、それが書いてあったりしています。よろしいでしょうか。

それでは、31、32、33、建築物です。「住宅をはじめ」というふうに分かりやすくしたこととか。

諏訪委員

例えば、24時間ですとか、事業者に関しては、温室効果ガスの排出の抑制と、あと、再生エネルギーの利用というふうに明記されているんですけども、ここも ふうに関してのみ、温室効果ガスの排出の抑制等ということで、「等」になってしまっているんで、できれば再生可能エネルギー利用というのが見えるように表記してはどうかと思いました。

高木委員長

骨子の方では、「地球温暖化対策（断熱化、県産材・再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目を含む）」というふうに書いてあったのが、シンプルになったと。

木曾課長

建築物の場合には、建物自体の断熱効率を挙げるとか、それから、屋上緑化とか、そういう部分があるので、2ページの定義のところですか、吸収作用の保全及び強化ということで、以下「温室効果ガスの排出の抑制等」といういうものをそのまま書きまして、そういう数値では数えられない部分についても配慮を盛り込んでいるということですけども。

諏訪委員

ありがとうございます。考え方はわかりますが、議論としては、県産材ですとか屋上緑化、それから断熱効果ということが非常に重要だという流れがあったことも認識をしていますので、そちらの方も、むしろそちらの方も併せて表現していくような形、温室効果ガス等も抑制等ということで定義はされているんですけども、議論の流れだけから申し上げますと、例えば、民生部門における排出のために、断熱が非常に効果的であったりとか、それから、現在、太陽熱を利用、それから太陽光利用というものが電力会社の、いわゆる購入メニューなどを背景として、何とか持っているんですけども、そういったものが今後どうなるか、ちょっと今国の全体の政策を絡めて不明瞭な現状にありますと、もう少し住宅等の建築物において重点的にできる施策というのが見えるような形になったらなというような問題意識です。表現として、ここで私としては書いてほしいんですけど、それ以外の方法で、どうなんでしょう。表現として書いた方がいいのではないかなと言うふうにまだ考えていますが。

高木委員長

いかがでしょうか。ここに、今言ったような具体的な断熱化とか県産材、再生可能エネルギー、屋上緑化というような項目を書いた方が分かりやすいといえ、もちろん分かりやすい。ただそれを規則で定めるところの建築物環境配慮書の中で、じゃ、断熱化をどういうふうにしたの、県産材をどのくらい使っているのということを書かせればそれでいいのかという考え方もあって、事務局は後者を採られたわけですが。

川妻委員

どうでしょうか。

高木委員長

決めろって。

牧内委員

条例の表現としてはこれでいいんじゃないですか。定義はされていますから。

高木委員長

じゃ、一応事務局の作られたもので了承するということで行きますか。国とどう違うのかというのは、まあいいですね。

川妻委員

この大きな方のペーパーにはこういう意見があって、その中に、何人からも公表について、概要を公表するというのの概要というのは、それは変えてほしいという意見はそのとき何回かも出てきまして、そういう考え方もあれなんですけれども、ここにも概要を公表しなきゃいけないという文言があります。それから、前にも、大口事業者のところにも、そういうところがあったり、それから、概要が抜けていたり、いろいろなんですけれども、ここは物理的な限度やいろんなことの事情でケース・バイ・ケースで考えるんですけども、概要というふうに一般的に言うと、どうも丸まっちゃって、結局中身がよくわからないということで、今長野県がやっているいろんな事業の、我々のこの会議の公表でも、全部開示をしているわけですよ。そういう面では情報公開が進んでいるので、ここに概要と書かなくても、その内容を公表するというふうに統一しておいた方が、私としてはいいのではないかと。

それは、全部隅から隅まで逐一しなきゃいけないということじゃなくて、それをぜひ、細かに見たいという人には来てもらって、細かく見るという場合もあるでしょうけれども、そこは常識的な判断で。だけど、この概要というふうにすると、やっぱり情報公開が非常に、姿勢がちょっと問われるというところであるので、この文言はちょっと検討が必要だし、私は公表するというふうにしておけばよいのではないかと思います。

高木委員長

これは、事務局的にどうお考えになりますか。

木曾課長

市町村とか、県とか、率先実行計画の範ちゅうで公的な部分については、もう公共機関というのはほとんど細かい内容まで出して、まさに実態自体も出しても別に構わないと思いますけれども、事業所におけるそういうものをどの程度まで出すかというのが非常に難しいところがございます、善意の解釈でいろいろ見る方はよろしいかと思いますが、その逆があった場合に、この辺は、私は会社の立場ではない、少なくとも公的な立場の部分は率先実行計画で全部オープンになります、細かい点まで。事業所の部分はどうなんでしょうか。

橋爪委員

それはやっぱり考慮すべきだと思いますけどね。どの程度まで、まだ議論されていませんけれども、再生可能エネルギー源について、例えば、エネルギー供給事業者については、エネルギー源まで公表するという、この前出しているんですけども、やっぱり電力各社でのいろいろあるような状況もあるので、要は、温暖化ガスの排出量がどういうふうになるのか、そういう数値が必要であって、エネルギーが何であるかということが必要じゃないと思うんですよ。

従って、それとやっぱり企業のどういうところまで透明化といった場合には、我々としては温暖化ガスでいいんじゃないかなと思うので、やはり考慮すべきところは考慮しないと、逆に県がそれをいただくと、県から公表するときにはそれを出すんだという、県が今度はそれを、情報を今度は預かる形になるので、それは漏れちゃいけないと、情報を漏らしちゃいけないという形になるので、その情報をもらうという場合には、非常に私はその責務を、逆に情報を漏らさないという責務もあると思うので、その辺のところは1つポイントになってくると思いますけどね。

木曾課長

私どもの方で、いろいろなほかの法律もあるし、いろんな部分が出てきた場合に、一定の部分での情報開示がありますし、逆に、公開がすべてが原則で計画を出してくださいという、逆に正直なところでの中身、計画が提出がされてこない恐れがあるんじゃないかなと。このくらいのレベルのところまでは出しますよと枠組みは決めておいて、それ以上の踏み込んだ分については私どもの方で知っておいて、どんどん進めてくださいということで個別にお願いするという部分をつくらないと、ちょっとマイナスの効果も出してもらうときにあるのではないかとということが考えられますが、本当に、事業者の方、よろしくお願ひします。

橋爪委員

基本的には、どうしても守秘で、企業競争に関わるところについては情報を

いただいた部分について、逆に公表できないと思うんですね。できないというのは、企業競争のある部分だから。今、我々が議論しているのは、温暖化に対する温暖化防止計画であって、再生可能エネルギーというのはこれとこれとこれだよという、当然ながらの規定はあると。その中のその割合がどうなっているのかというのは、企業競争だとか、開発競争というふうに見た場合には、トータルとしての温暖化ガスの排出量がどのようになるという計画なのかということが出ていけば、温暖化防止計画に対しての目的は達成されるというふうになるので、私はそれでいいんじゃないかなと思います。

川妻委員

橋爪さんの趣旨は賛成なので、そういう前提に立ってみると、温暖化防止に対して役立つための事業所からの計画書を出すと、実績報告書を出すと。これは、企業活動に支障があるような報告は出せないわけですね。だから、そこに出的ものというのは、やっぱり公にしても構わないものを県に出すわけです。

そうすると、それを集約して概要にして県が出すというんじゃなくて、それ自身はもう公的なものとして会社が発表してもいいと。こういう理解で計画書ができていけば、概要といちいち書かなくても、その範囲でこの事業所がどうなっているかということを知りたい場合には、その内容を報告してくれというふうに言って差し支えないわけですね。

だから、この概要公表ということは要らなくなるというふうに、そういう筋になるのではないかと。こっちの方には企業秘密にも関わるといふことを県庁に出して、県庁がその中で斟酌して、県民に、それに当たらないやつを公表するというのは適切じゃないと思うので、そういうふうになるんじゃないでしょうか。

諏訪委員

すみません。ちょっと概要の議論にはちょっとついていけないんですけども、温暖化対策として、企業の温暖化対策ということが大きな目的だということが、橋爪委員の意見に私も賛成です。また、企業の営業活動に対して政策的にあまりに踏み込んでしまうことに対する危ぐというの、私も持っております。同様に、一方で、公共政策として、この条例を用いて、温室効果ガスをできるだけ削減する方向に誘導していかなければならないという、そういう方向性だけは皆さん共有されていらっしゃると思うんですが、例えば、再生可能エネルギー施設と考えられているものの中からも、温暖化ガスというものが排出されていて、その部分を問題にしなければならぬというのは、恐らく皆さん共有いただけていると思うんですね。

ですから、排出量の削減に関する目標といった部分というところの範囲の部分で、ただ温室効果ガスの削減というだけではなくて、再生可能エネルギーとうたっているながら温室効果ガスを出している施設も含めた、その施設全体からの削減という部分が見えるような形での計画の提出というのをやっていけば、エネルギー種の細かいところは見えなくても、削減という大きな目標は達成していけるのかなというふうな考えを持っております。

高木委員長

今の議論、どちらかというと、ここの項目というよりは、どういうものを出させるかという議論に入っちゃっているんで、それをあまり今ここでしてもし

ようがないので、趣旨は事務局はご理解いただければ、じゃ、具体的にどうという規則で、どういうものを出してもらうのというときに、その企業の営業活動に影響がない。しかし、温室効果ガスの削減につながるというようなのはどうということなのかというのを、当然事業者の方と打ち合わせをしながらやらないと、これは決められないと思うので、そのときに参考にしてというか、考えていっていただければいいのかなと。

概要なのか、概要でないのかというのは、今、もうたぶん皆さんかなりくたびれてきているので、概要という言葉を外してもよさそうな気がしますので、ちょっとそれでもう一度再検討させていただいて、改めてもう1回見るということを進めさせてください。

31 から 33 までのところはよろしければ、34 から 38 まででしょうね。再生可能エネルギーの話ですが、34 のところは、こういうふうにしなきゃいけないよでいいでしょうし、35 は、県の話です。県の責務ですと書いてあったところが、ここにまた入っているわけです。こういう形で入っているということです。それから、36 は、再生可能エネルギー導入計画書ということで、特にエネルギー供給事業者に対する話です。エネルギー供給事業者の中で、特にガス関係の事業者は、そうはいても、再生可能エネルギーを燃料に、例えば、プロパンガスや都市ガスに混ぜることはできないよというご意見をいただいて、この文章になってきたということです。何かございますでしょうか。

プロパンや都市ガスの事業者の方からのご意見というのは、これ、反映としてはどういう形になっているんでしょうか。これだけを見ていると、あまりオリジナルのものと変わらないと言えますが。

木曾課長

一応、この一番冒頭のところに、規則で定めるものというところの中で、それをもうちょっと検討して出してもらうということで考えております。

高木委員長

場合によっては、そういうふうに法律で中身をいじくれない、具体的には、プロパン、都市ガスの事業者はそこで外すこともあり得るということですね。よろしいでしょうか。

諏訪委員

先ほどの再生可能エネルギー施設からの温室効果ガスの問題だというふうな言い方をしましたけれども、問題となるのは、新エネルギー施設からの温室効果ガスの排出というものをできるだけ削減していくような方策を公共政策として考えていく必要というふうに訂正申し上げます。

高木委員長

いわゆる新エネルギーとして定義されているところからの温室効果ガスの排出は結構大きな問題ですよという意味ですね。

諏訪委員

そうです。ですから、結構定義の部分にかかわってくるんですけども、この条例の部分で再生可能エネルギーだけを定義していると、そうすると、恐らくエネルギー供給事業者の方としては、こちらの再生可能エネルギーに関わる場所だけのデータを出してきて、その部分で向上があるのはいいんですけども、問題となるのは、新エネルギーとして扱われている部分が、自然エネル

ギーと混同されて、そして、そこから温室効果ガスを大幅に排出している部分がありますので、そこからどうやって再生可能エネルギー、新エネじゃなくて、再生可能エネルギーに導入していくというか、そういう視点を盛り込んでいく必要があるかと思います。

川妻委員

今の、実は県民意見からかなり強く出ているね。供給者はね。今、諏訪さんが言ったのと逆の意見が強く、認めてほしいと。これはもうかなり長く、報告にスペースがないくらい。これは返事をしないと。

高木委員長

具体的に言えば、例えば、ごみ発電みたいなものを新エネとしては認めているわけですから、要するに、ごみ発電を導入したんだからいいでしょうという意見の方もいらっしゃる。だけど、われわれは基本的には、ごみ発電みたいなもので、最後の最後としてサーマルリサイクルというような利用でごみ発電するのは構わないけど、しょうがないけど、ごみ発電ありきになってしまうと間違った道に進む危険性があるからということで、われわれは再生可能エネルギーという言葉でずっと来ているわけですよ。だから、言葉の定義をきちんとしておけば、再生可能エネルギーのところにごみ発電というのが入ってはこないだろうとは思いますが。

諏訪委員

こないと、見えないんですよ。

高木委員長

それを入れてくれということ？

橋爪委員

トータルとしての温暖化ガス、排出量のガスが電力業者から出て、その中にたぶん入ってくるからいいんじゃないかなと。全体のうちの何割が再生可能エネルギー源からのエネルギーですよ。トータルも入ってくるので、こちら側の方にどういう発電方式、原子力にしてもいろいろなものがあるので、この中に入ってくるからいいんじゃない。いずれにしろ出てくるとは思いますけど。

諏訪委員

そこの最終的な出し方というよりは、むしろ政策として新エネルギーというくくりから再生可能エネルギーへというくくり、段階的にでも構わないから誘導していこうという、そこがやっぱり目的だと思いますので、できるだけデータの見える形で、もちろん全体的なデータが見えるのも構いませんし、ただ個別的な部分で誘導できているんだという、そういう部分が見えるような形で情報提供というのをお願いするような形というのをご提案申し上げたいと思っています。

高木委員長

ということは、規則で定める中で、再生可能エネルギー導入計画書を出してもらうときに、例えば、いわゆる新エネに当たる部分も項目もつけて、それがどのくらい、実はそっちが10あって、風力は1しかないということも大いに考えられるので、それをはっきりさせてほしいということですね。それはたぶん計画書の様式を策定するときの問題だと思うので、それはたぶん国よりは少し厳しくなると思いますが、可能だと思いますので、それはやっていっていた

だくということ。

橋爪委員

ちょっと、私、それでわからないところがあって、いいですかね。ここの36条の、国基準なしというやつ、これ、国の基準はなかったんではなかね。

高木委員長

エネルギー供給事業者で、国は基準がないのかというご質問です。

橋爪委員

これ、基準があったような気がしたので、国が基準がないとすれば、我々の条例がかなり強くかかっちゃう話なんだけど。

高木委員長

元々はR P S法なんかに関わってくる。

橋爪委員

何かあったような気がしたんだけど。

木曾課長

すみません。違います。そこまで見てはいません。

橋爪委員

すみません。お願いします。

川妻委員

今の話はちょっと蛇足ですけども、県民からの意見の資料の11ページに、廃棄物発電やマイクロ水力以外の水力発電、要するに廃棄物発電等の有効な施策と考えますと、これを認めろという意見が出ているので、そうではないと返事しないとだめな事項であるので、今後も議論を呼ぶと思うんですね。

橋爪委員

ですね。ここで議論するということはあるんで。

川妻委員

一応承知しておいた方がいいと。それは必ず取り組んで。

高木委員長

よろしいでしょうか。8番は、ある意味近いです。廃棄物の発生抑制の話です。前のところではレジ袋の削減とか、グリーン購入というような言葉が入っていたのが、それは外れてきています。最終的なサーマルリサイクルまでも、一応この範ちゅうには入っている。ただし、それを積極的に進めるためのものではないという、非常に微妙な表現を狙っていらっしゃるところだろうと思います。

川妻委員

環境物品。

高木委員長

環境物品ってグリーン購入のことですよ。よろしいでしょうか。ちょっと時間はもう。いいですか、39、40は。

それでは、手をこまねいていらっしゃいますが、41から49まででもいいですよ。この中でどうぞ。

黒沼委員

環境教育・環境学習の推進等による、ここのところが関わる対策が抜けちゃったというのは、環境基本条例に準ずるから、それが書いてあるからというこ

とですが、京都（府）の条例は非常によく分かっているなと思いましたね。というのは、京都府による温暖化対策のところ、1項目目に書いてあるわけなんですよね。普及・啓発、情報提供、人材の確保・育成の推進、第1にかかっている。ということは、地球温暖化防止対策というのはここに掛かっていると。何割かはこれが重要だということがよく分かっているんだと思います。

ということは、説明会に行っても、説明会をやっても非常に熱心な方は来るけども、ほとんど大多数が関心がなくていらっしゃらなかったと。そういうことは非常に、これは宣伝活動と普及・啓発並びに人材の確保・育成って、これが重要なテーマであるということがやっていて分かった。しかも、県民の意見でも、環境学習・環境教育というのは重要だと言っていたわけです。話し合いの中に、これで学校だけじゃなくて社会教育、しかもさまざまな、もっと詳しいことが出ていたんだけど、ここに集約したわけですよ。しかも、これがなくなるということであると、これは非常にやっぱりまずいかなと思います。皆さんのご意見は。

岡本委員

黒沼さんと同じ意見なんです。一番最初の2ページの3の、県の責務のところ、今回長野県地球温暖化防止活動推進センターというのが具体的に入っていたわけですね。ここはまさに環境教育とか、啓もう・啓発をするための仕組みとしてあるわけで、やはり環境教育ということを書き込んでおかないと、協働して何をするんだという話になっていってしまうと思うんですね。ほかの条例の中に書いてあるような作業と一緒にやるのかみたいな話になって、これはやっぱり環境教育ということを書き込むのか、別立てにするのかは、またほかの方、議論をお願いいたします。

高木委員長

今のご意見は、2ページの3、県の責務のところ、例えば、「温暖化センター等と協働して」の後ろに、文章はちょっと変えなきゃいけません。環境教育と環境学習及び環境学習を進め、そして、地球温暖化対策を・・・みたいなふうにして書いていけば問題はいいと、解決すると。

岡本委員

それでいいのか、別の方がいいのか、皆さんの意見を。

高木委員長

あるいは、四十何番かで、環境教育・環境学習みたいなことをきちんとやっていくんだよということを、ここに書き込むか、雑則の中に。

川妻委員

私は章を立てるべきだと思いますけど。第何章と。場所がこの9章というところに入るのか、いかにも最後に付け足しというふうな感じもするので、もう少し前に持っていくという考えもあると思いますし、全部ひっくるめてここに、前の骨子のところでも書いてありますけども、むしろここは本当は分かりやすく学校教育、これは条例ですから、教育委員会の方に関係しますけども、学校教育においても丁寧にしっかりとやると。それから、社会教育その他、いろんなところで行うというのかなり充実させて記載していくというのは、条例全体にとっても非常に意味あるところだし、理解を進めとか、深めとか、前にも書いてありましたけれども、それを進めるための活動がなければ、それは

進まないわけなんで、章を立てるといのが必要なんじゃないかと思うんですけれども。

牧内委員

併せまして、推進体制もやっぱり言い続けておかないと、地域でそういう活動を展開していくという方法論を持たないと、県民こぞってという条例の趣旨、ただ規制をかけているだけになっちゃうんじゃないかなと思います。

高木委員長

今のお二人のご意見は、骨子の中の、6 啓発及び環境教育・環境学習、7 推進体制の部分をやはり残すべきだというご意見で、何で削れちゃったのかというと、これは環境基本条例に載っているから、ダブるからということですよ。

木曾課長

条例と温対法、環境教育推進法というのがあって、そちらでも同じようなことを並べて基本方針が述べられているというようなことになっておりますけれども、逆に、財政の話とか、そういう部分での重さをまた議論していただければというふうに思います。

高木委員長

要するに、システムとしては全然なくても、さっきから何回も同じことをやっていますが、なくてももちろん県はその責務を負っているのは間違いないし、法律で決められていることなので、それは問題ないですよということは皆さんご承知の上で、でもやっぱりここにそういうことを書いていないと、県としてのスタンスが問われるよという、繰り返しの議論になっているかと思えます。

どうでしょうかというふうに委員の方に聞けば、たぶんやっぱりここで書くべきだという意見がほとんどになると思うんですね。ですから、じゃ、この議論になるとまた同じことを繰り返しますが、じゃ、どういう書き方ならば上位あるいは法律との関係も含めて書けるのかというのを、ちょっとやっぱり考えていただいて、何らかの形で書くというようなことでいかがでしょうか。

黒沼委員

これは、私、今まで言ってこなかったんですが、やっぱり普及・啓発・学習・教育というのがお金がかかるわけで、このところを何割かここに割くということは、重要な推進のための基本になると思うんですね。ですので、このところを、今、課長さんがおっしゃられたように、経済的な何らかの重点項目、措置するための重点項目に、やっぱりこれは入れた方がいいかなと、初めて提案するわけなんです。

川妻委員

ちょっと付け加えて。この要綱の第3章から事業活動における温暖化対策という、これだけと並んでいるんですけども、位置付けとしてはこの第3章の前に入れていくぐらいの位置にあるんじゃないかというふうに。というのは、県民からの意見もかなり熱心に来ているところもありますけども、全体としてはこれからというところであることは間違いないので、私の要望としては、いろんな事業がありますよというところの一番最後とか、どこかに入れるのではなくて、大きな柱としては前段の部分の事業活動における活動にして

も、何に関しても、その前提となる活動だというぐらいに入れてもいいのではないかと。そうすると、温暖化防止センターとの関係も明確に分かるし、そのぐらいではないかと思います。

高木委員長

じゃ、一番最後の雑則のところというよりは、もうちょっと、第2章の辺りのところで、県の外への対策とか、計画を立てるんだよとか、率先計画は何だよというようなことを明記してほしいということをしていましたが、その一環に、4つ目の項目として環境教育・環境学習の項目をどういう形が分からないけど、なるべく入れるようにしていただくということなら問題はないですね。いいですね。よろしいですか。はい。じゃ、そういう……。

橋爪委員

一番重要なことの1つだと思います。というのは、温暖化というのはやっぱり認識がされていない、いろいろのところで話を聞いても、やはりそういう認識をしてもらう話と教育の、啓発と離し、教育という項目、教育だけじゃなくて、今の現状認識とっていいか、そういうものを含めてしっかり入れ込む項目だと思いますので、お願いしたいと思います。

高木委員長

委員さんのご意見としては、かなり重要な柱として入れてほしいということなので。

川妻委員

第何章というのを立ててというのを。

高木委員長

2章の中ではなくて。今言ったようなご意見を受けて、じゃ、またお手数ですけれども、別途で進めてください。

今、5時11分、奇跡的に49まで終わったんですが、あと何か、ここの中を通して何かございますか。

岡本委員

まるっきり抜けちゃうと誰も気が付かないんですが、森林の関係のことで、これもやはり森林条例があるからということで、それに準ずるという形になっていたんですけども、私、確かご意見を申し上げて、やっぱり長野県の、特に温暖化対策、県民計画の中で、長野県の森林というのは重要項目だから、少なくとも項目としてみんなの目に触れなければまずいだろうということで、骨子の中で2項目入れていただいたんですよ。県産材を率先してということと、エネルギーとして使うという2つのことを入れていただいたのが、またここですっぱり抜けちゃっているんですね。これはやっぱりちょっと。長野県らしい条例ということも散々この中で議論してきたのに、京都ですら森林のことが書いてあったんですが、長野県、78%の森林のことが一切触れられていないというのは、むしろ不思議な感じで、条例でしっかり対策をしていただいている、私もちょっと地元の関係でいろんな対策や何かも、細かなところまで含めて理解をしているつもりですけれども、それはそれとして、温暖化防止の条例の中でもぜひ触れていただかなければならないと思っています。

それから、この抜けた面、また、今日一環した議論になっているんですけども、条例の中での上位条例ということで、こういうものが見え隠れしてきた原

因になっているみたいなんです、逆に言うと、環境対策の中で言うならば、地球温暖化防止というのが一番上位にあるというふうな認識をしてもらわないと、長野県の環境基本計画、つまり諏訪湖の浄化だとか、地域の何とかだとかというよりも、世界中で取り組んでいて、地球環境の劣化に対して何か歯止めが利かないかという、この環境に関わる条例というのは、すべての条例の最上位のものだという認識をむしろした方がいいんじゃないかなと。法体系の中ではなくて、環境関係の中で、一番最優先されるべき条例だという認識を持って、しっかりと書き込んでいただきたいというふうに思います。

高木委員長

ふるさとの森、森林づくり条例等の関係もあるとは思いますが、確かに森林の部分がるっきり抜けているのもちょっと奇異な感じはありますので、これも、みんな同じですが、どういう形になるのかはちょっと検討していただいて、長野にとって森が財産なんだよという、それを生かしていくんだよということは何らかの形で本文の中に書き込めるようにちょっと検討していただきたい。

木曾課長

かたの中でのちょっとあれなんです、県民計画の中で、森林吸収量の話が出ているんですけども、その辺との整理の仕方というのはどんな格好でやればいいでしょうか。

高木委員長

今ここで吸収量の具体的な数値の話は書く必要は特にはないと思いますし、今ここで吸収量の話を書くのは、たぶん政府がやっているような数字合わせになってしまう危険性があるので、それはいいんじゃないでしょうか。要するに、森が生み出す資産を大事にして、一番いいのはもちろん県産材として使うことですが、エネルギーの利用までも含めて、もっと森をうまく使うんだよということは、森林条例、森林づくり条例と一緒に、この条例でも進めていくんだということが分かればいいということですよ。

事務局

かなり理念的な部分で書いておくということで。

高木委員長

岡本さん、それでよろしいですか。理念的なことでもいいのか。

岡本委員

書いてほしいです。温暖化対策ということで言うと、だから、県産材利用みたいなことというのは、特に森林づくりの中で、これは、それこそ森林づくりは百年の計ですから、長野県の林務においても継続して以前からやられてきたことでしょうし、条例の中に書いてあることもすぐにどうこうということではなくて、長期的にこういった森林にしていくというふうなことが趣旨として書かれている。

ただ、そのやり方として、今までのように、単に森林所有者だけに責務を負わせるんじゃないで、みんなで応援していこうよと、そういうような、社会的な関わり方を書いたものだと思うんですけども、温暖化の方から言うと、特にエネルギーとして、県産エネルギーとして期待をしているというふうな言い方、それから、県産エネルギーとして長野県産エネルギーが増えた分だけ化石

エネルギーを減らせるだろうという、実質的な効果の部分というのがやっぱり大きいのかなと。

それから、前段のところ、これは条文に入らないということでしたけども、長野県らしさということで、単に都会のように今まで使っていた分を削減するだけの手法ではなくて、長野県にはエネルギーが埋蔵されていて、それを計画的に上手に使っていくと。結果として森づくりも進んでいくという部分、結果として進んでいくという部分でやっぱり森づくり条例の方があるんだと思うし、あと、もう一つ言うならば、長野モデルをつくっていた時代に、つまり県産材を材として使うのと同時にエネルギーとして使って、具体的に言うと、ペレット利用みたいなことだったと思いますけれども、そういった新しい切り口が出てきたことによって、森づくりというものが一歩進んできたと思うんですね。今までとにかく地道にやるしかないと言っていたところに、エネルギーとして使うという項目が入ったことで、少し後押しができたというふうな自負をしているわけで、言ってみるなら、そういった温暖化対策という切り口が入ったことによって森づくり条例も生まれてきたとは言わないけれども、サポートしてきた部分が逆にあるのかなというふうに思っているんですね。

ですから、こちらが本家とは言えないけれども、そういう意味で非常に密接に関連しているわけで、密接に関連していますよということを書いたことではないんでしょうけども、それは説明なり、あと、いろんな手法でそういうことも逐一書いていただきながら、大切な項目だけ残してもらおうと。だから、骨子にあったような程度を書きいただければいいのかなというふうに思います。

木曾課長

分かりました。また、ご相談します。

上條委員

もう時間がないので。46 項ですが、県条例の施行範囲と市町村条例の施行範囲が重なった場合の調整規定なんですけど、同等と認められる場合は県条例は直ちに適用除外するというのは、これは、法律とか、国の方でそういうような決めがあるんですか。ちょっとそれを1つ聞きたいということと、同等かどうかってなかなか分からないというか、ダブる場合はあり得ると思うんですけど、その場合にはより温暖化に厳しい方の条例が優先するぐらいの定めの方がいいんじゃないかと思うんですけど。同等といっても、微妙に違う場合もあるんだけど、やっぱり優先順位については、やっぱり厳しい方を適用するというような規定の方がいいと思うんですよ。同等というと微妙だから。

事務局

すみません。この微妙な言い回しになっちゃったのは、表現が正しいかどうかはともかくといたしまして、例えば、10 台以上持っている方とか、そういう方は、市町村で5 台以上となっていたら、それは無条件に外すべきだろうなというのがあります。ただ一定規模といったときに、県がこういうデータをいただく、それにまた施策を構築していくときに、市町村はもっと厳しいのができたから、県は要らないというような形になっちゃうと、一部欠けてしまうので、それだけはやはりダブリになるのが、欲しいなというような趣旨もありまして、非常にこういう表現が正しかったかどうか分からないんですが、そうい

う気持ちを込めた条項になっているということです。

ですから、本来なら、確かにより厳しいものができたら適用除外するという表現が望ましいとは思ったんですけども、そういうちょっとした不純な動機という語弊がありますけれども、そういったものがございまして、また、今ご説明申し上げたようなことが正確に伝わるような文言は考えていきたいと思っておりますけれども、一応そういう気持ちで書いてございます。

上條委員

趣旨はいいと思うので、ただより厳しいものが優先されるという趣旨を言葉で表してもらえればいいんじゃないかというふうに思います。

高木委員長

今の議論は、ほとんどの人にとってはどう言えばいいのか、コメントの言いようがない議論だと思う。その手のことに関しては私に相談されても困るので、上條委員とちょっと相談してくれないと。

あとは何かございせんか。よろしいでしょうか。

それでは、今いただいた意見を修正する、かなりの修正が入ってしまいました。それで、要綱としていきます。特に議論が白熱した部分に関しては、なるべく早めに作っていただいて、全部出来上がった部分を来てから流さなくても、例えば、議論でもめていた第2章の辺りの部分に関しては、早めに先行して修正したものを皆さんに見ていただく必要があると思います。別に優劣をつけるつもりはないですが、一番最後の(市町村)条例との関係みたいなのは上條さんと相談して私に見せていただければ、それでいいと思いますし、ちょっとその辺の時間的なことがあるので、うまく要領よくやっていただければと思います。最終的には、たぶんメールで見ていただいた上で委員長一任という形を取らざるを得ないと思いますので、それはよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、その他で事務局からお願いします。

木曾課長

どうも長い時間、ありがとうございました。実はご相談したいことがございまして、先ほどから出ております24時間の問題と、それから、一定規模の話がまだ残っております、最後の12月の半ばの前に、もう1回、12月初めころにやらなければ間に合わないかなという部分で、委員さんの皆様方の日程調整をいたしたいと思っておりますので、検討会がもう1回増えるという格好での認識を持っていただきたいというふうに思います。目標としては、12月初めかな、そうでないと、この検討会の集約を中旬でまとめて、環境審議会の予定がまだ確定はしてありませんが、26日に予定がされております。その際に検討委員会から報告を・・・。

19日に検討委員会でもまとめてもらって、26日に環境審議会へ検討会からの報告を出すというような格好です。いずれにしても、19日は決まりですが、26日は今のところは予定ですが、その間のところで、12月の初めのところでもう一度日程調整したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

高木委員長

そんなようなスケジュールで進めていくということです。あとは、要綱の説明会はいいんですか、もう。

木曾課長 要綱の説明会は、この前ご出席の状況をお聞きしたんですが、11月21日が川妻委員と高木委員、それから11月22日が駒ヶ根市でやるんですが、上條委員と牧内委員。

上條委員 22日、夜ですか、それ。

木曾課長「 夜です。

上條委員 昼はよかったけど、夜はだめだった。すみません。昼に空けてあったんだけどね。夜の意識がなかったんだよね。だから、ちょっと夜はだめだ。

木曾課長 6時半から8時半ですから。

上條委員 夜、だめなんです。

高木委員長 もう1回ちょっと。一応11月21日が。

木曾課長 11月21日、6時半から8時半ですね。

高木委員長 場所は。場所だけ、市だけわかればいいです。

木曾課長 場所が、安曇野市の旧穂高保健センターです。それで、川妻委員と高木委員ですね。それから、11月22日が駒ヶ根市の赤穂公民館で、(午後)6時半から8時半で、上條委員がちょっとあれですが、牧内委員です。それから、11月25日が(午後)6時半から8時半ということで、東御市の人権啓発センターで、このときは、宮本委員さんをお願いしたいということです。それから、11月26日が10時から12時の部分で、木曾町保健センターの部分で、やはり宮本委員、それから、同じ11月26日の14時から16時、岡谷市イルプラザでやる説明会について、黒沼委員と高木委員と橋爪委員と宮本委員、それから、11月28日が(午後)6時半から8時半、中野市市民会館で、岡本委員と高木委員と宮本委員と、3名の委員さんという、今、予定になっております。

高木委員長 ご自分のご出席に関しては大丈夫でしょうか。

木曾課長 今のこれ、資料については、メールでまた送らせていただいて、最終確認をお願いしたいというふうに思いますが。

高木委員長 私も出られないときなので何なんですが、宮本さんが1人になっちゃうのがあるみたいなので、できればご協力をいただければと思います。

川妻委員 これの伝達はあれですか。ホームページのほかにはどんなふうなのですか。

高木委員長 ホームページ以外に広報の仕方はどうされるのですかというご質問です。

事務局 市町村さんにもお願いする分と、あと、県のSBCのラジオなんですが、ラジオスポット広告の枠が取れましたので、実は今日から流させていただきます、21日の分につきましては。今後、もちろんホームページもやりますけども。

高木委員長 ほかに何かございますでしょうか。

川妻委員 1つだけ。この要綱(案)についての意見、骨子についての意見をちょっとつらつら見ていたんですけども、やっぱり自分で言ったことが全部入ると思っていないけれども、返事が欲しいというのはあるんですよね。何もしないで却下というか、うんともすんでもないというようなことだと、やっぱりやった方は甲斐がないわけですし、かといって、この検討会で、この意見についてはどう思うって、1個1個やっていたら、これは相当時間がかかって、現実的にならないと思うので、何らかの形で、これについてはこういう考えであったとか、こういうふうに入れたとかということをししないと、やっぱりこのパブリックコメントが次につながらないというふうに思うんですが、その辺りはどういうふうに。

木曾課長 すみません。最初の、この説明の1ページの付け加えのところちょっと申し上げましたけれども、今言ったような格好でのお話がありましたので、これについては、こういうところでこういうふうに検討したというコメントをつけてまして、ホームページの方にアップしていきたいというふうに考えています。

川妻委員 ホームページに載せているということが、ここは。

木曾課長 そうですね。メールで寄せられた方は分かるんですけども。
そうか。そういうので来た方はあれだな。何か手段をちょっと考えてやるように。

高木委員長 その作業はたぶん大変だと思うんですが、できれば、我々が最終的な条例の姿を出す前にあるといいなと。全部終わってからではなくて、大変な作業をお願いするのはつらいんですが、もし可能であればと思います。
よろしいでしょうか。それでは、本日予定した会議事項は、一応これで終わりますので、以上をもちまして、本日の検討会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

(議事録中の 部分は確認できなかった部分です。)